

【厚生労働省公表資料】

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 骨子版

平成27年2月12日

平成27年度障害福祉サービス等の報酬改定の基本的考え方

1 福祉・介護職員の処遇改善

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乘せ評価（福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分）を行うための新たな区分を創設。
- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、福祉専門職員配置等加算の新たな区分を創設。

2 障害児・者の地域移行・地域生活の支援

- 重度の障害児・者が可能な限り、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等を充実。
- 個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応等、地域生活の支援に係る必要な見直しを行うとともに、障害者の就労に向けた取組等を一層推進。
- 障害児支援については、特に支援の質を確保しつつ、家族等に対する相談援助や関係機関との連携の強化、重症心身障害児に対する支援の充実等。

3 サービスの適正な実施等

- 「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「平成27年度報酬改定においては、サービス事業者の経営状況等を勘案して見直す」とされていること等を踏まえた、サービスの適正実施等の観点からの必要の見直し。

【参考】

大臣折衝事項(平成27年1月11日)【抄】

平成27年度障害福祉サービス等料金(障害福祉サービス等報酬)の改定率は±0%とすること。

サービス毎の障害福祉サービス等料金(障害福祉サービス等報酬)の設定においては、月額＋1.2万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算の拡充(＋1.78%)を行うとともに、各サービスの収支状況や事業所の規模等に応じ、メリハリをつけて対応する。また、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が確実に職員の処遇改善につながるように、処遇改善加算の執行の厳格化を行う。

なお、次回の障害福祉サービス等料金改定(障害福祉サービス等報酬改定)に向けては、「障害福祉サービス等経営実態調査」の客体数を十分に確保するとともに、サービス毎の収支差その他経営実態について、より客観性・透明性の高い手法により、地域・規模別の状況も含め網羅的に把握できるよう速やかに所要の改善措置を講じ、平成29年度に実施する「障害福祉サービス等経営実態調査」において確実に反映させる。また、地方自治体の協力を得ること等を通じ、より具体的な現場の経営実態を把握する。その上で、次回の改定においては、これらにより把握された経営実態等を踏まえ、きめ細かい改定を適切に行う。

【障害福祉サービス等の収支差率】

	H26年度	H23年度
全体	9.6%	9.7%
障害者サービス	9.7%	新体系 12.2%
		旧体系 7.6%
障害児サービス	9.1%	5.0%

【賃金・物価の動向】

	H24年度	H25年度	H26年度 (4月～10月の平均)	累積
賃金	▲0.3%	▲0.2%	0.4%	▲0.1%
物価	▲0.3%	0.9%	3.4%*	4.0%

* 消費税率引上げ(5%→8%)に伴う影響分については、H26年4月の報酬改定で反映済み(改定率0.69%相当)。

平成27年度障害福祉サービス等の報酬改定の概要

共通事項

- ※ 単位数の記載は例示。
- ※ 新設の加算は仮称。

福祉・介護職員処遇改善加算の拡充

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価（福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分）を行うための新たな区分を創設。

【新設する加算の算定要件】

加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、次の要件を満たすこと。

＜キャリアパス要件＞

以下の要件をいずれも満たすこと。

- ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること

＜定量的要件＞

賃金改善以外の処遇改善の取組について、平成27年4月以降新たな取組を実施すること

※ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算ⅠからⅢに係る算定要件はこれまでと同様。

福祉専門職員配置等加算の見直し

- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、新たな区分を創設。

＜生活介護、自立訓練、就労移行支援等の場合＞

常勤の生活支援員等のうち、

社会福祉士等の割合が25%以上： 10単位／日

社会福祉士等の割合が35%以上： 15単位／日（新設）

社会福祉士等の割合が25%以上： 10単位／日

3

食事提供体制加算の適用期限の延長等

- 平成27年3月31日までとなっている時限措置について、平成30年3月31日まで延長。
- 食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の加算単位について見直し。
＜生活介護、自立訓練、就労移行支援等の場合＞
食事提供体制加算 42単位／日 → 30単位／日

栄養マネジメント加算の見直し

- 平成27年3月31日までとなっている管理栄養士の配置要件の経過措置を廃止。
- 施設入所者に対して栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、現行の加算単位を引上げ。
＜施設入所支援、福祉型障害児入所施設＞
栄養マネジメント加算 10単位／日 → 12単位／日

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象拡大

- 算定対象となるサービスについて、日中活動系サービスのみから、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助にも拡大。

送迎加算の見直し

- 地域による算定基準の格差解消のため、都道府県の独自基準による取扱いを廃止。
- 日中活動系サービスについて、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した新たな区分を創設。

【現行】

送迎加算 27単位／回
①1回平均10人以上が利用
②週3回以上の送迎
③都道府県知事が必要と認めていた基準



【見直し後】

送迎加算Ⅰ 27単位／回
現行要件の①かつ②を満たすこと
送迎加算Ⅱ 13単位／回（新設）
現行要件の①又は②のどちらかを満たすこと

- 事業所と居宅間以外に、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎について加算の対象に追加。 4

基準該当サービスの対象拡大

- 介護保険制度の看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）について、新たに基準該当サービスの対象に追加。（報酬単位については、小規模多機能型居宅介護の場合と同一。）

※ 該当サービス：基準該当生活介護、基準該当短期入所、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービス

サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し

- サービス管理責任者

- ・ 平成27年3月31日までとなっている「平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置」を廃止。

- ・ 指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間の猶予措置は、3年間の経過措置を設けた上で廃止。

- 児童発達支援管理責任者

- ・ 平成27年4月1日から3年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として1年間の猶予措置を設定。

※ 平成27年4月1日前から事業を行っている場合は、平成28年3月31日までとする。

- ・ やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間の猶予措置を設定。

物価動向の反映

- 前回改定以降の物価の上昇傾向を踏まえ、原則として一律に障害福祉サービス等の基本報酬を見直し。

地域区分の見直し

- 国家公務員の地域手当の区分が見直されることを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の地域手当の見直しに合わせ、障害児サービスに係る地域区分を見直し。

※ 上乗せ割合については、平成27年度から29年度にかけて段階的に引き上げ（下げ）を行い、30年度から完全施行。

個別サービスの主な改定事項

※ 単位数の記載は例示。
※ 新設の加算は仮称。

1. 訪問系サービス

訪問系サービスにおける共通的事項(居宅介護、同行援護及び行動援護)

- 特定事業所加算(Ⅳ)【新設】 → 所定単位数の5%を加算
中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所を評価。
- サービス提供責任者の配置基準の見直し
利用者の情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合に、配置基準を利用者50人に対して1人以上以上に緩和。

居宅介護

- 基本報酬の見直し
介護報酬改定の動向を踏まえ、基本報酬を見直し。
- 福祉専門職員等連携加算【新設】 → 564単位/回(サービス初日から起算して90日間で3回を限度)
精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合を評価。

重度訪問介護

- 重度障害者への支援の充実

重度障害者に対する支援を強化するため、現行の障害支援区分6の利用者に対する評価を充実。

【現行】

障害支援区分6の場合 100分の7.5に相当する単位数を
所定単位数に加算

【見直し後】

障害支援区分6の場合 100分の8.5に相当する単位数を
所定単位数に加算

6

- 行動障害支援連携加算【新設】 → 584単位／回（サービス初日から起算して30日間で1回を限度）
サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行った場合を評価。
- 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し
平成27年3月31日までとなっている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を廃止し、新たに実務経験（重度訪問介護従業者として6,000時間以上）規定を設定。

行動援護

- 行動障害支援指導連携加算【新設】 → 273単位／回（重度訪問介護移行日が属する月に1回を限度）
支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合を評価。
- 支援計画シート等が未作成の場合の減算【新設】 → 所定単位数の5%を減算
支援計画シート等の作成を必須化するとともに、未作成の場合の減算を創設。なお、必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設定。
- 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し
行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験の短縮を図りつつ、ヘルパーについては現行の30%減算の規定を廃止。なお、行動援護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設定。
- 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し
平成27年3月31日までとなっている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を廃止。

2. 療養介護・生活介護・施設入所支援・短期入所

療養介護

- 基本報酬の見直し
経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。（見直しに際しては、小規模事業所に配慮）

生活介護

○ 基本報酬の見直し

支援内容に応じた評価を行うため、看護職員の配置について一部を加算で評価するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。(見直しに際しては、事業所規模等に配慮)

○ 開所時間減算の見直し

現行の開所時間減算について、4時間未満の区分の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設定。

【現行】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算

【見直し後】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算

開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算

○ 常勤看護職員等配置加算【新設】 → 利用定員が20人以下の場合 28単位／日

看護職員を常勤換算で1以上配置している事業所を評価。

施設入所支援

○ 重度障害者支援加算の見直し

夜間における強度行動障害を有する者への支援を適切に行うため、生活介護の人員配置体制加算や障害支援区分との関係を見直すとともに、強度行動障害支援者養成研修修了者による支援を評価。

【現行】

重度障害者支援加算(Ⅱ) 10単位／日～735単位／日
人員配置体制加算の算定状況や支援区分等を踏まえ算定

※ 加算算定開始から90日以内の期間について

700単位／日を加算

【見直し後】

重度障害者支援加算(Ⅱ)

① 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合(体制加算) 7単位／日

② 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修

修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合(個人加算) 180単位／日

※ 加算算定開始から90日以内の期間で、個別の支援を行った日について700単位／日を加算

※ 従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所は、経過措置として、平成30年3月31日までの間は研修受講計画の作成をすることで、研修を受けた職員以外の配置でも算定を可能とする。

短期入所

○ 緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の見直し

加算の算定要件を緩和するとともに、緊急時の初期のアセスメントを手厚く評価する観点から、受入れ初日に対する評価に重点化。

【現行】

緊急短期入所体制確保加算

(算定要件)

- ・利用定員の5／100に相当する空床の確保・提供体制の整備
- ・過去3か月の利用率が90／100以上
- ・連続する3月間算定がなかった場合は、続く3か月は算定しない

【見直し後】

緊急短期入所体制確保加算

(算定要件)

- ・利用定員の5／100に相当する空床の確保・提供体制の整備
- ・過去3か月の利用率が90／100以上

【現行】

緊急短期入所受入加算（Ⅰ）

60単位／日

緊急短期入所受入加算（Ⅱ）

90単位／日

(算定要件)

- ・緊急短期入所体制確保加算を算定
- ・介護者が急病等の場合（7日又は14日を限度として算定）
- ・連続する3月間算定がなかった場合は、続く3か月は算定しない

【見直し後】

緊急短期入所受入加算（Ⅰ）

120単位／日

緊急短期入所受入加算（Ⅱ）

180単位／日

(算定要件)

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して算定。

○ 医療連携体制加算の見直し

医療連携体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）について、短期入所における支援時間が日中活動系サービスと比較して長いこと等を勘案し、現行の加算単位を引上げ。

【現行】

医療連携体制加算（Ⅰ）

500単位／日

医療連携体制加算（Ⅱ）

250単位／日

【見直し後】

医療連携体制加算（Ⅰ）

600単位／日

医療連携体制加算（Ⅱ）

300単位／日

○ 重度障害者支援加算の見直し

強度行動障害を有する者への支援を強化するため、現行の重度障害者支援加算に追加して加算。

【現行】

重度障害者支援加算

50単位／日

(算定要件)

重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者にサービスを提供

【見直し後】

重度障害者支援加算

50単位／日

(算定要件)

重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者にサービスを提供

※ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者による支援の場合、強度行動障害を有する者に対して10単位を加算

○ 単独型加算の見直し

単独型事業所について、利用者が日中活動を利用した日(入所日及び退所日を除く。)で、短期入所事業所による支援が18時間を超える場合に、現行の単独型加算(320単位／日)に追加して加算(100単位／日)。

3. 共同生活援助・自立訓練

共同生活援助

○ 基本報酬の充実

重度障害者の支援を強化するため、障害支援区分の高い利用者に係る報酬を充実。

○ 夜間支援等体制加算の見直し

夜間における少人数の利用者に対する支援を適切に評価するため、夜間支援等体制加算(Ⅰ)において1人の支援者が3人以下の利用者を支援した場合の新たな区分を創設。

【現行】

夜間支援等体制加算(Ⅰ)

夜間支援対象利用者が4人以下

※ 月単位で算定

336単位／日

【見直し後】

夜間支援等体制加算(Ⅰ)

夜間支援対象利用者が2人以下

夜間支援対象利用者が3人

夜間支援対象利用者が4人

※ 日単位で算定

672単位／日

448単位／日

336単位／日

10

○ 重度障害者支援加算の見直し

重度障害者に対する支援を強化し、かつ、より適切に評価するため、算定要件等を見直し。

【現行】

重度障害者支援加算
(算定要件)

45単位／日

- ・重度の障害者が2人以上いる事業所であること
- ・生活支援員を加配していること
- ・事業所の全ての利用者について算定する



【見直し後】

重度障害者支援加算
(算定要件)

360単位／日

- ・重度の障害者が1人以上いる事業所であること
- ・生活支援員を加配していること
- ・サービス管理責任者等のうち1人以上が強度行動障害支援者養成研修(実践)等を受講していること等。ただし経過措置期間を設け、当該期間中は要件を緩和する
- ・事業所の重度障害者についてのみ算定する

○ 日中支援加算の見直し

日中活動を休んで日中を共同生活住居で過ごす利用者への支援の評価について、算定対象となる日中活動を拡大。

現行において算定対象となっている、生活介護、自立訓練等の日中活動に加え、新たに介護保険サービスの(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケアについても算定対象に追加。

○ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長

平成27年3月31日までとなっている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成30年3月31日まで延長。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

○ 基本報酬の見直し

介護報酬改定の動向を踏まえ、機能訓練サービス費(Ⅱ)、生活訓練サービス費(Ⅱ)の基本報酬を見直し。

○ 機能訓練サービス費(Ⅱ)及び生活訓練サービス費(Ⅱ)の算定要件の見直し

通所による自立訓練の利用者だけでなく、訪問による訓練のみの利用者についても、自立訓練の利用が可能となるよう、算定要件を見直し。

○ 生活訓練サービス費（Ⅱ）の利用期間の緩和

【現行】

（算定要件）

訪問開始日から起算して180日間ごとに50回かつ月14回を上限として算定することができる

【見直し後】

（算定要件）

訪問開始日から起算して180日間ごとに50回を上限として算定することができる

宿泊型自立訓練

○ 夜間防災・緊急時支援体制加算の見直し

利用者の状況に応じて夜間に職員の配置が必要な場合も考えられることを踏まえ、共同生活援助の夜間支援等体制加算の例を参考に見直しを実施。（名称を「夜間防災・緊急時支援体制加算」から「夜間支援等体制加算」に変更）

【現行】 ※同一日の併算定が可

夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ） 12単位／日

夜間に防災体制を確保した場合に算定

夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ） 10単位／日

夜間に常時連絡体制を確保した場合に算定

【見直し後】 ※同一日の併算定は不可

夜間支援等体制加算（Ⅰ） 46～448単位／日

夜間に夜勤を配置した場合に利用者数に応じて算定

夜間支援等体制加算（Ⅱ） 15～149単位／日

夜間に宿直を配置した場合に利用者数に応じて算定

夜間支援等体制加算（Ⅲ） 10単位／日

夜間に防災体制又は常時連絡体制を確保した場合に算定

○ 日中支援加算の見直し → 「共同生活援助」を参照

4. 就労系サービス

就労移行支援

○ 就労定着支援体制加算【新設】

一般就労への定着支援を充実・強化するため、基本報酬の見直しを行った上で、現行の就労移行支援体制加算を廃止し、利用者の就労定着期間に着目した加算を新たに創設。

※就労継続支援A型に移行した利用者は、就労定着実績には含まない。

- ・就労継続期間が6月以上12月未満の利用者の場合 利用定員に占める割合に応じて、29～146単位／日を算定
- ・就労継続期間が12月以上24月未満の利用者の場合 利用定員に占める割合に応じて、25～125単位／日を算定
- ・就労継続期間が24月以上36月未満の利用者の場合 利用定員に占める割合に応じて、21～105単位／日を算定

○ 一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直し

一般就労移行後の就労定着実績がない事業所の減算を強化するとともに、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算を新たに創設。

※就労継続支援A型に移行した利用者は、就労移行実績及び就労定着実績には含まない。

【現行】

- ・過去3年間就労定着者が0の場合 所定単位数の85%を算定
- ・過去4年間就労定着者が0の場合 所定単位数の70%を算定

【見直し後】

- ・過去2年間就労移行者が0の場合 所定単位数の85%を算定
- ・過去3年間就労定着者が0の場合 所定単位数の70%を算定
- ・過去4年間就労定着者が0の場合 所定単位数の50%を算定

○ 移行準備支援体制加算（Ⅱ）の算定要件の見直し

多様な施設外就労が可能となるよう、就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和。

【現行】

移行準備支援体制加算（Ⅱ）
（算定要件）

就労支援単位（就労移行支援事業の訓練が3人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。）ごとに実施すること。

【見直し後】

移行準備支援体制加算（Ⅱ）
（算定要件）

就労支援単位ごとに実施すること。

※ 1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

就労継続支援A型

○ 短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し

短時間利用に係る減算の仕組みについて、個々の利用者の利用実態を踏まえたものとなるよう見直し（平成27年10月施行）。また、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。

事業所における雇用契約を締結している利用者の平均利用時間(1日当たり)に応じて、所定単位数の30%～90%を算定する。

○ 重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止

平成27年3月31日までの経過措置とされている重度者支援体制加算(Ⅲ)を廃止。

○ 施設外就労加算の算定要件の見直し → 就労移行支援の「移行準備支援体制加算(Ⅱ)」の算定要件の見直し」を参照。

就労継続支援B型

○ 目標工賃達成加算の見直し

工賃向上に向けた取組を推進するため、基本報酬の見直しを行った上で、工賃が一定の水準に達している事業所を評価するための新たな加算区分を創設するとともに、現行の目標工賃達成加算の算定要件等を見直し。

【現行】

目標工賃達成加算

・目標工賃達成加算(Ⅰ) 49単位/日

(算定要件)

①前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の1/3以上

②前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上

③工賃向上計画を作成していること

・目標工賃達成加算(Ⅱ) 22単位/日

(算定要件)

①前年度の工賃実績が、各都道府県の施設種別平均の80/100以上

②工賃向上計画を作成していること

【見直し後】

目標工賃達成加算

・目標工賃達成加算(Ⅰ)

(算定要件)

①前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上

②前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の1/2以上

③前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上

④工賃向上計画を作成していること

・目標工賃達成加算(Ⅱ) 59単位/日

・目標工賃達成加算(Ⅲ)

(算定要件)

現行の算定要件に、上記の①の要件を追加

○ 目標工賃達成指導員配置加算の見直し

工賃向上に向けた体制の整備に積極的に取り組む事業所を評価するため、目標工賃達成指導員配置加算の算定要件等を見直し。

【現行】

目標工賃達成指導員配置加算

・利用定員20人以下の場合 81単位／日

(算定要件)

就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定する事業所で、目標工賃達成指導員等の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること



【見直し後】

目標工賃達成指導員配置加算

・利用定員20人以下の場合 89単位／日

(算定要件)

就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定する事業所で、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員等の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること

- 重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止 → 就労継続支援A型の「重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止」を参照。
- 施設外就労加算の算定要件の見直し → 就労移行支援の「移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し」を参照。

5. 相談支援・地域相談支援

計画相談支援・障害児相談支援

- 特定事業所加算【新設】 → 300単位／月

手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価。

- 初回加算【新設】 → 500単位／月(障害児相談支援のみ)

保護者の障害受容ができないこと等により、特にアセスメントに係る事業所の業務負担を評価。

- モニタリングの実施頻度について、よりきめ細かな支援を図る観点から、利用している障害福祉サービスや障害児通所支援をもって一律に設定することとせず、利用者の状態等に応じて柔軟に設定の上実施。

地域移行支援

- 初回加算【新設】 → 500単位／月
サービス利用の初期段階におけるアセスメント等に係る業務負担を評価。
- 障害福祉サービスの体験利用加算の見直し
利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に障害福祉サービスの体験利用が行えるよう、利用期間の制限を廃止。（支援の提供開始日から90日以内に限りという制限を廃止）
- 体験宿泊加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の見直し
利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に体験宿泊が行えるよう、利用期間の制限を廃止。（支援の提供開始日から90日以内に限りという制限を廃止）

6. 障害児支援

障害児通所支援

- 基本報酬の見直し（児童発達支援（センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く）及び放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く））
経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。
- 児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）【新設】（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
支援の質の確保を図る観点から、児童指導員等の一定の要件を満たす職員を配置している場合を評価。

- ◆ 児童発達支援（センター及び主として重症児を通わせる事業所を除く） 定員区分に応じて、6～12単位／日を算定
- ◆ 放課後等デイサービス（主に重症児を通わせる事業所を除く）で授業終了後に行う場合 定員区分に応じて、4～9単位／日を算定
- ◆ 放課後等デイサービス（主に重症児を通わせる事業所を除く）で休業日に行う場合 定員区分に応じて、6～12単位／日を算定

○ 指導員加配加算の見直し(児童発達支援及び放課後等デイサービス)

経営の実態等を踏まえ、指導員加配加算を見直し。

【現行】

定員10人以下
定員11人以上20人以下
定員21人以上

193単位／日
129単位／日
77単位／日

【見直し後】

* 児童指導員等を配置している場合

定員10人以下 195単位／日
定員11人以上20人以下 130単位／日
定員21人以上 78単位／日

* 指導員を配置している場合

定員10人以下 183単位／日
定員11人以上20人以下 122単位／日
定員21人以上 73単位／日

○ 家庭連携加算の見直し (児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

障害児を育てる家族等への支援を強化するため、家庭連携加算の算定要件を見直し。

【現行】

障害児通所支援を利用した日は加算の算定は不可
算定可能回数 4回／月

【見直し後】

障害児通所支援を利用した日も加算の算定が可能
算定可能回数 2回／月

○ 事業所内相談支援加算【新設】(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

障害児通所支援事業所等において、障害児と家族等に相談援助を行った場合に月1回を限度として、35単位／回を算定。

○ 関係機関連携加算【新設】 (児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合や、就学前の児童等について、就学等に関する相談援助及び学校等との連絡調整を行った場合を評価。

・関係機関連携加算(Ⅰ) 200単位/回

(算定要件)

障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として算定

・関係機関連携加算(Ⅱ) 200単位/回

(算定要件)

就学前又は就職前の障害児について、就学先の学校又は就職先の企業等と連絡調整等を行った場合に、各1回を限度として算定

○ 延長支援加算の拡充(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

重症心身障害児に対する延長支援を行った場合の加算を拡充。

【現行】

延長支援加算

・時間区分に応じて、61～123単位/日を算定

【見直し後】

延長支援加算

障害児(重症児以外)の場合

・時間区分に応じて、61～123単位/日を算定

障害児(重症児)の場合

・時間区分に応じて、128～256単位/日を算定

○ 送迎加算の拡充(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

重症心身障害児に対する手厚い人員配置体制での送迎を行った場合を評価。

【現行】

送迎加算

片道54単位/回(障害種別に関わらず。ただし、児童発達支援センター及び重症心身障害児を除く。)

【見直し後】

送迎加算

障害児(重症児以外)の場合

障害児(重症児)の場合

片道54単位/回

片道37単位/回

○ 基本報酬等の定員区分の見直し(児童発達支援(センターを除く)及び放課後等デイサービス)

小規模な事業所が重症心身障害児を受け入れた場合、定員設定により収入に大きな乖離を生じる場合があることから、基本報酬の定員区分「6人以上10人以下」を細分化。(児童発達支援管理責任者専任加算についても同様)

【現行】

基本報酬(児童発達支援管理責任者専任加算)の定員区分

「5人」、「6人以上10人以下」、「11人以上」で報酬単位を設定

【見直し後】

基本報酬(児童発達支援管理責任者専任加算)の定員区分

「5人」、「6人」、「7人」、「8人」、「9人」、「10人」、「11人以上」に細分化して報酬単位を設定

18

○ 保育職員加配加算【新設】(医療型児童発達支援) → 50単位／日

定員21人以上の医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合を評価。

※指定発達支援医療機関で実施する場合を除く。

○ 訪問支援員特別加算(専門職員が支援を行う場合)【新設】(保育所等訪問支援) → 375単位／日
作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行った場合を評価。

○ 保育所等訪問支援の算定要件の見直し
他の障害児通所支援を利用した日も保育所等訪問支援の算定を可能とする。

○ 特別地域加算【新設】(保育所等訪問支援) → (1日につき) +15／100
過疎地等の離島・山間地域への訪問支援を行った場合を評価。

○ 開所時間減算の見直し(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)
現行の開所時間減算について、4時間未満の区分の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設定。

【現行】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算

【見直し後】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算
開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算

障害児入所支援

○ 基本報酬の見直し(福祉型障害児入所施設)

経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。

○ 強度行動障害児支援の強化(福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設)

強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、重度障害児支援加算において、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置した場合の加算を拡充。

また、福祉型障害児入所施設の強度行動障害児特別支援加算の算定要件に、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員の配置を追加する。(従来の強度行動障害児特別支援加算を算定していた事業所は、経過措置として、平成30年3月31日までの間は研修受講計画の作成をもって算定可能とする。)

重度障害児支援加算

福祉型障害児入所施設 重度障害児支援加算(Ⅰ)～(Ⅵ)の報酬単位に、＋11単位／日を算定
医療型障害児入所施設 重度障害児支援加算(Ⅰ)、(Ⅱ)の報酬単位に、＋11単位／日を算定

○ 有期有目的入所の評価(医療型障害児入所施設)

有期有目的入所に係る基本報酬の区分を新たに設定。

指定医療型障害児入所施設の場合

障害種別(自閉症児、肢体不自由児、重症児)、利用期間(～90日、91～180日、181日以降)に応じて、133～968単位／日を算定

指定発達支援医療機関の場合

障害種別(自閉症児、肢体不自由児、重症児)、利用期間(～90日、91～180日、181日以降)に応じて、112～968単位／日を算定

○ 心理担当職員配置加算【新設】(医療型障害児入所施設) → 26単位／日

現行、心理担当職員配置加算がない医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児を入所させる施設及び指定発達支援医療機関を除く。)においても、心理的援助を支援する観点から、心理担当職員を配置した場合を評価。

その他

○ 国庫負担基準の見直し

- ・ 重度障害者の利用実態を考慮した水準を設定。(訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村の国庫負担基準総額の5%嵩上げ)
- ・ 基本報酬の見直しや加算の創設等の影響についても考慮。

国庫負担基準の平均額 11.9万円→12.5万円(+5.0%)

○ 補足給付の見直し

食費・光熱水費の実態を踏まえ、基準費用額を見直し。

【現行】 基準費用額 58,000円 → 【見直し後】 基準費用額 53,500円 20

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

平成27年2月12日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【目次】

第1 基本的考え方	4
第2 各サービスの報酬改定の基本方向	6
1. 障害福祉サービス等における共通的事項	6
(1) 福祉・介護職員処遇改善加算の拡充	6
(2) 福祉専門職員配置等加算の見直し	6
(3) 食事提供体制加算の適用期限の延長等	7
(4) 栄養マネジメント加算の見直し	8
(5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象拡大	8
(6) 送迎加算の見直し	8
(7) 基準該当サービスの対象拡大	9
(8) サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し	9
(9) 物価動向の反映	10
(10) 地域区分の見直し	10
2. 訪問系サービス	10
(1) 訪問系サービスにおける共通的事項（居宅介護、同行援護及び行動援護）	11
(2) 居宅介護	12
(3) 重度訪問介護	13
(4) 行動援護	14
3. 療養介護・生活介護・施設入所支援・短期入所	16
(1) 療養介護	16
(2) 生活介護	16
(3) 施設入所支援	17
(4) 短期入所	19
4. 共同生活援助・自立訓練	22
(1) 共同生活援助	22
(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	24
(3) 宿泊型自立訓練	25

5. 就労系サービス	27
(1) 就労移行支援	27
(2) 就労継続支援A型	29
(3) 就労継続支援B型	31
6. 相談支援・地域相談支援	32
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	32
(2) 地域移行支援	33
7. 障害児支援	34
(1) 障害児通所支援	34
(2) 障害児入所支援	39
8. その他	41
(1) 国庫負担基準の見直し	41
(2) 補足給付の見直し	41
第3 終わりに	42
別紙1 福祉・介護職員処遇改善加算の見直しについて	43
別紙2 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて	45
〔訪問系サービス〕	
居宅介護サービス費	45
重度訪問介護サービス費	47
同行援護サービス費	48
行動援護サービス費	48
重度障害者等包括支援サービス費	49
〔日中活動系サービス〕	
療養介護サービス費	50
生活介護サービス費	51
短期入所サービス費	53
〔施設系サービス〕	
施設入所支援サービス費	54
〔居住系サービス〕	
共同生活援助サービス費	56
〔訓練系・就労系サービス〕	
機能訓練サービス費	58
生活訓練サービス費	59
就労移行支援サービス費	59
就労継続支援A型サービス費	60
就労継続支援B型サービス費	61

〔相談系サービス〕

計画相談支援費	61
障害児相談支援費	62
地域移行支援サービス費	62
地域定着支援サービス費	62

〔障害児通所系サービス〕

児童発達支援給付費	62
医療型児童発達支援給付費	64
放課後等デイサービス給付費	64
保育所等訪問支援給付費	66

〔障害児入所系サービス〕

福祉型障害児入所施設給付費	66
医療型障害児入所施設給付費	73

別紙 3 地域区分の見直しについて

75

第1 基本的考え方

1. これまでの経緯

○ 障害福祉サービス関係費は、義務的経費化を背景として利用者数の増加等により、この10年間で2倍以上となり、平成27年度予算案においても、対前年度比+4.5%の1兆849億円が計上されている。

○ 障害福祉サービス関係費が着実な伸びを示している中で、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）においては、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定について「介護報酬と同様にサービス事業者の経営状況等を勘案して見直すとともに、福祉・介護職員の処遇改善について取り組む」ととされた。

○ また、先の通常国会において、「介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」が成立し、「介護・障害福祉従事者の処遇改善に資するための施策の在り方について検討し、必要な措置を講ずる」ととされた。

○ このような状況の中、平成27年1月11日の厚生労働大臣と財務大臣との折衝を経て、平成27年度障害福祉サービス等報酬の改定率は±0%とされ、月額+1.2万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算の拡充を行うとともに、各サービスの収支状況や事業所の規模等に応じ、メリハリを付けて対応することとされた。

○ 障害福祉サービス等報酬改定検討チームは、平成26年6月13日から本日まで15回にわたり、34の関係団体からのヒアリングのほか、個々のサービスごとに現状と論点を整理した上で、検討を積み重ねてきた。「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねと上記の経緯等に沿って整理し、取りまとめたものである。

2. 基本的考え方

○ 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定は、「福祉・介護職員の処遇改善」、「障害児・者の地域移行・地域生活の支援」及び「サービスの適正な実施等」

の3つの基本的考え方の下で、以下の方針に沿って行うこととする。

(1) 福祉・介護職員の処遇改善

- 障害福祉サービスにおける利用の伸びが見込まれる中、更なる福祉・介護の人材確保・処遇改善の取組を進めていく必要がある。このため、前回改定において創設された福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設する。
- また、障害種別ごとの特性や重度化・高齢化に対応したきめ細かな支援が可能となるよう、障害特性に応じた専門性を持った人材を確保するため、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価する。

(2) 障害児・者の地域移行・地域生活の支援

- 「障害者の地域生活の推進に関する検討会」、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」及び「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書等において、重度の障害児・者や精神障害者の地域移行・地域生活の支援の推進について、更なるサービスの充実に向けた具体的な提言がなされている。
- これらを踏まえ、重度の障害児・者が可能な限り、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等の充実を図る。また、個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応等、地域生活の支援に係る必要な見直しを行うとともに、障害者の就労に向けた取組等を一層推進する。
- 障害児支援については、特に支援の質を確保しつつ、家族等に対する相談援助や関係機関との連携の強化、重症心身障害児に対する支援の充実等を図る。
- (3) サービスの適正な実施等
- 「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「平成27年度報酬改定においては、サービス事業者の経営状況等を勘案して見直し」とされていること等を踏まえ、サービスの適正実施の観点から所要の見直しを行う。

第2 各サービスの報酬改定の基本方向

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算の拡充

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乗せ評価（福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分）を行うための新たな区分を創設する。
- 新設する区分の算定要件として、現行の加算のキャリアパス要件である① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することのいずれにも適合するとともに、定量的要件として、賃金改善以外の処遇改善の取組について、近年に新たに実施していることを要件とする。

→「福祉・介護職員処遇改善加算の見直しについて」（別紙1）参照

(2) 福祉専門職員配置等加算の見直し

- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、新たな区分を創設する。

●福祉専門職員配置等加算の見直し

[現行]

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）

常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所

①生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス 10単位/日

②療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 7単位/日

福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）

生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤

職員が30%以上雇用されている事業所	① 6単位/日	② 4単位/日
【見直し後】		
福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ) 【新設】		
常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所	① 15単位/日	② 10単位/日
福祉専門職員配置等加算 (Ⅱ)		
常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所	① 10単位/日	② 7単位/日
福祉専門職員配置等加算 (Ⅲ)		
生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上雇用されている事業所	① 6単位/日	② 4単位/日
(注) 現行の福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ) 及び (Ⅱ) については、名称を福祉専門職員配置等加算 (Ⅱ) 及び (Ⅲ) に変更する。		

(3) 食事提供体制加算の適用期限の延長等

- 生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型においては、低所得の利用者の食費負担が原材料費相当のみとなるよう、平成27年3月31日までの時限措置として食事提供体制加算が設けられているが、当該加算の取得実態を踏まえ、これを平成30年3月31日まで延長する。なお、障害児通所支援においても同様の措置を講ずる。
- その際、食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の算単位について見直しを行う。
- なお、重度障害者等包括支援において短期入所を提供する場合についても同様の措置を講ずる。

●食事提供体制加算等の見直し	【現行】	【見直し後】
(障害福祉サービス)		
日中活動系サービス	42単位/日	→ 30単位/日
短期入所・宿泊型自立訓練	68単位/日	→ 48単位/日
重度障害者等包括支援	68単位/日	→ 48単位/日
(障害児通所支援)		

児童発達支援・医療型児童発達支援	
食事提供加算 (Ⅰ)	42単位/日 → 30単位/日
食事提供加算 (Ⅱ)	58単位/日 → 40単位/日

(4) 栄養マネジメント加算の見直し

- 施設に入所している利用者について、栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、施設入所支援及び福祉型障害児入所施設について、現行の加算単位を引き上げる。
- また、平成27年3月31日までとされている管理栄養士の配置要件の経過措置について、管理栄養士の役割や配置状況等を踏まえ、廃止する。

●栄養マネジメント加算の見直し

【現行】 10単位/日 → 【見直し後】 12単位/日

(5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象拡大

- コミュニケーション等に重大な支障がある視覚・聴覚言語障害者に対する生活の支援を適切に評価する観点から、現在日中活動系サービスのみ算定できる視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助も算定対象とする。

(6) 送迎加算の見直し

- 送迎加算については、平成23年度まで障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業として行われていた経緯から、これまで都道府県が認める基準により加算を算定できる取扱いとされている。このため地域により算定基準に格差が生じていることから、都道府県の独自基準による取扱いを廃止するとともに、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型）について、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した加算区分を新たに設ける。
- また、原則として事業所と居宅間の送迎のみとされている取扱いについて、送迎加算を算定する全てのサービスにおいて、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎についても加算の対象とする。

- なお、宿泊型自立訓練に係る送迎加算については、算定実績を踏まえ、廃

止する。

●送迎加算の見直し（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型）

【現行】

送迎加算 27単位/回

1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合その他障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により算定。なお、利用定員が20人未満の事業所においては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合に算定。

【見直し後】

送迎加算（Ⅰ） 27単位/回

1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定。なお、利用定員が20人未満の事業所において、平均的に定員の50/100以上が利用している場合に算定。

送迎加算（Ⅱ）【新設】 13単位/回

1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所）においては、平均的に定員の50/100以上が利用していること）又は週3回以上の送迎を実施している場合に算定。

(7) 基準該当サービスの対象拡大

○ 介護保険制度の小規模多機能型居宅介護事業所で障害児者を受け入れた場合、基準該当生活介護、基準該当短期入所、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスとして報酬上評価される仕組みとなっているが、平成24年度に創設された看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の普及状況を踏まえ、新たに基準該当サービスの対象とする。（報酬単位については、小規模多機能型居宅介護事業所で障害児者を受け入れた場合と同一とする。）

(8) サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し

○ サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の配置要件に係る研修修了の猶予措置について、地方自治体における研修修了者の養成状況を踏まえ、以下の措置を講ずる。

・ サービス管理責任者について、平成27年3月31日までの経過措置とされている平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置については、廃止する。また、指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間の猶予措置については、3年間の経過措置を設けた上で廃止する。

・ 児童発達支援管理責任者について、平成27年4月1日から3年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として1年間の猶予措置を設ける（平成27年4月1日前から事業を行っている場合は、平成28年3月31日までとする。）。また、やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間の猶予措置を設ける。

(9) 物価動向の反映

○ 前回改定以降の物価の上昇傾向（＊）を踏まえ、原則として一律に障害福祉サービス等の基本報酬の見直しを行う。

＊ 平成26年4月の消費税率引上げ（5%→8%）相当分を除く。

○ その際、居宅介護の身体介護及び通院等乗降介助など一部のサービス区分については、同種の介護保険サービスとの均衡を考慮して報酬単位が設定されていることから、介護報酬改定の動向を踏まえて対応する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

(10) 地域区分の見直し

○ 国家公務員の地域手当が6区分（18%、15%、12%、10%、6%及び3%）から7区分（20%、16%、15%、12%、10%、6%及び3%）に見直されることを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の地域手当の見直しに合わせ、障害児サービスに係る地域区分の見直しを行う。

○ なお、障害者に係る地域区分は、前回改定で行った見直しが平成27年4月に完全施行されることを踏まえ、今回は見直しを行わない。

→「地域区分の見直しについて」（別紙3）参照

2. 訪問系サービス

者が行う業務について効率化が図られている場合に、配置基準を利用者50人に対して1人以上に緩和する。

●サービス提供責任者の配置基準の見直し

<居宅介護、同行援護及び行動援護>

[現行] 以下のいずれか

- ① サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ② 従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③ 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上

[見直し後] 以下のいずれか

- ① サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ② 従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③ 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上
- ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合には、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

(2) 居宅介護

(基本報酬の見直し)

- 介護報酬改定の動向を踏まえ、基本報酬の見直しを行う。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

(福祉専門職員等との連携の評価)

- サービス提供責任者に係る障害特性の理解や医療機関等専門機関との連携、従業者への技術指導等の課題に対応するため、精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に、新たに加算により評価する。

●福祉専門職員等連携加算(仮称)【新設】 564単位/回

初回のサービスが行われた日から起算して90日の間、3回を限度として算定。

(1) 訪問サービスにおける共通的事項(居宅介護、同行援護及び行動援護)

(中重度者の受入れや人員配置基準以上にサービス提供責任者を配置している事業所に対する評価)

- 介護報酬改定の動向を踏まえ、中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所について、新たに特定事業所加算において評価する。

●特定事業所加算(Ⅳ)(仮称)【新設】

<居宅介護、同行援護及び行動援護>

以下のいずれにも適合する場合、所定単位数の5%を加算。

- ① 事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該研修計画に従い、研修を実施又は実施予定としていること。

- ② 次の掲げる基準に従い、サービスが行われていること。

ア 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

イ サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業者から適宜報告を受けること。

- ③ 事業所の全ての従業者に対し健康診断等を定期的に実施すること。

- ④ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

- ⑤ 事業所の新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。

⑥ 人員基準に基づき、常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、基準により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。

- ⑦ 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者(障害児を除く。)の総数のうち、障害支援区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。

(サービス提供責任者の配置基準の見直し)

- 介護報酬改定の動向を踏まえ、利用者の情報の共有などサービス提供責任

(3) 重度訪問介護

(重度障害者への支援の充実)

- 重度障害者に対する支援を強化するため、現行の障害支援区分6の利用者に対する評価の充実を図る。

● 障害支援区分6の者に対する加算の見直し

【現行】
障害支援区分6の場合 100分の7.5に相当する単位数を所定単位数に加算。

【見直し後】
障害支援区分6の場合 100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算。

(行動障害を有する者に対する支援のための連携の評価)

- 行動障害を有する者に対して適切に支援を行うため、サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に、新たに加算により評価する。

● 行動障害支援連携加算（仮称）【新設】 584単位/回

初回のサービスが行われた日から起算して30日の間、1回を限度として算定。

(特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し)

- 平成27年3月31日までとされている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置について、当該経過措置を設けてから6年が経過したことを踏まえ、廃止する。なお、重度訪問介護従業者については、実務経験もサービス提供を行う上で重要であることに鑑み、新たに実務経験規定を設ける。

● 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し

【現行】
当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧1級課程修了者であること

と。ただし、平成27年3月31日までの間は、当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として3,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が50/100以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

【見直し後】

当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、旧1級課程修了者又は重度訪問介護従業者として6,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であること。

(4) 行動援護

(行動障害を有する者に対する支援のための連携の評価)

- 行動障害を有する者に対して適切に支援を行うため、支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に、新たに加算により評価する。

● 行動障害支援指導連携加算（仮称）【新設】 273単位/回

重度訪問介護に移行する日の属する月につき、1回を限度として算定。

- また、行動障害を有する者の支援に当たっては、関係者間で情報を共有し、一貫性のある支援を行うことが重要なことから、支援計画シート等の作成を必須化するとともに、未作成の場合は減算を行う。なお、必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設ける。

● 支援計画シート等が未作成の場合の減算【新設】

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算。

(行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し)

- ヘルパー及びサービス提供責任者の更なる資質の向上を図るため、行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮するとともに、ヘルパーについては30%減算の規定を廃止する。なお、行動援護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を

設ける。

●行動援護におけるヘルパーの要件

[現行]

- ① 居宅介護従業者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するもの
- ② 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの（報酬の取扱いを30%減算）

[見直し後]

- 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。

●行動援護におけるサービス提供責任者の要件

[現行]

- 居宅介護従業者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児又は精神障害者の直接業務に5年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成27年3月31日までの間、行動援護従業者養成研修修了者にあつては、直接業務に3年以上従事した経験を有することとする。

[見直し後]

- 行動援護従業者養成研修修了者であつて、知的障害児又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、直接業務に5年以上従事した経験を有することとする。

(特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し)

- 平成27年3月31日までとされている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置について、当該経過措置を設けてから6年が経過したことを踏まえ、廃止する。

●特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し

[現行]

当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧1級課程修了者であること。ただし、平成27年3月31日までの間は、当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者であつて行動援護従業者養成研修課程を修了している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

[見直し後]

当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧1級課程修了者であること。

3. 療養介護・生活介護・施設入所支援・短期入所

(1) 療養介護

(基本報酬の見直し)

- 経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを行う。その際、特に小規模な事業所（定員60人以下）に配慮する。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

(2) 生活介護

(基本報酬の見直し)

- 支援内容に応じた評価を行うため、従来、基本報酬の中で行っていた看護職員の配置に対する評価について、その一部を加算で評価するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを行う。その際、特に事業所規模や障害支援区分の高い利用者に配慮する。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

(開所時間減算の見直し)

- 適正なサービスの時間の評価を行うため、現行の開所時間減算について、4時間未満の場合の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設ける。

●開所時間減算の見直し

【現行】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。

【見直し後】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算。

開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算。

(常勤看護職員等の配置の評価)

- 看護職員を常勤換算で1人以上配置している事業所を評価する加算を創設する。

●常勤看護職員等配置加算(仮称)【新設】

[利用定員が20人以下]	28単位/日
[利用定員が21人以上40人以下]	19単位/日
[利用定員が41人以上60人以下]	11単位/日
[利用定員が61人以上80人以下]	8単位/日
[利用定員が81人以上]	6単位/日

(3) 施設入所支援

(重度障害者支援加算の見直し)

- 重度障害者支援加算(Ⅱ)について、夜間における強度行動障害を有する者への支援を適切に行うため、生活介護の人員配置体制加算や障害支援区分との関係を見直すとともに、強度行動障害支援者養成研修修了者による支援を評価する。
- 具体的には、現行の重度障害者支援加算(Ⅱ)を廃止し、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に体制分の加算を算定する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。

- さらに、指定基準上の人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加え、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置する

とともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別に評価を行う。なお、当該基礎研修修了者1人につき利用者5人まで算定できるとする。

- 加算の算定開始から90日以内の期間について、700単位/日を加算する従来の取扱いは、個別の支援を行った日について算定できるとする。
- なお、強度行動障害支援者養成研修については、平成25年度に創設されたところであるため、従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、研修受講計画の作成で足りるものとする経過措置を設ける。

●重度障害者支援加算(Ⅱ)の見直し

【現行】

①人員配置体制加算(Ⅰ)が算定されている場合

強度行動障害を有する者1人につき、指定基準で定められている人員配置に加え、常勤換算方法で生活支援員を0.5人以上配置していること。

区分6	10単位/日
区分5	198単位/日
区分4	440単位/日
区分3	538単位/日

②人員配置体制加算(Ⅱ)が算定されている場合

強度行動障害を有する者1人につき、指定基準で定められている人員配置に加え、常勤換算方法で生活支援員を0.5人以上配置していること。

区分6	20単位/日
区分5	255単位/日
区分4	496単位/日
区分3	594単位/日

③人員配置体制加算(Ⅲ)が算定されている場合

強度行動障害を有する者1人につき、指定基準で定められている人員配置に加え、常勤換算方法で生活支援員を0.5人以上配置していること。

区分6	78単位/日
区分5	343単位/日
区分4	585単位/日

区分3

683単位/日

④人員配置体制加算が算定されていない場合

強度行動障害を有する者1人につき、指定基準で定められている人員配置に加え、常勤換算方法で生活支援員を1人以上配置していること。

区分6

130単位/日

区分5

395単位/日

区分4

637単位/日

区分3

735単位/日

【見直し後】

①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した体制を整えた場合（体制加算）

7単位/日

＊強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に算定する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。

②強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合（個人加算）

180単位/日

＊実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に算定する。なお、当該基礎研修修了者1人につき利用者5人まで算定できることとする。

(4) 短期入所

(緊急時の受入れ体制の強化)

○短期入所における緊急時の円滑な受入れをさらに促進するため、緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の算定要件を緩和するとともに、緊急時の初期のアセスメントを手厚く評価する観点から、受入れ初日に対する評価の重点化を行う。

●緊急短期入所体制確保加算の見直し

【現行】

利用定員の100分の5に相当する空床を確保し、緊急時に短期入所を

提供できる体制を整備しており、かつ、過去3か月における利用率が100分の90以上である場合に、利用者全員に対して算定。ただし、連続する3月間において当該加算を算定しなかった場合は、続く3月間は算定しない。

【見直し後】

利用定員の100分の5に相当する空床を確保し、緊急時に短期入所を提供できる体制を整備しており、かつ、過去3か月における利用率が100分の90以上である場合に、利用者全員に対して算定。

●緊急短期入所受入加算の見直し

【現行】

緊急短期入所受入加算（Ⅰ）

60単位/日

緊急短期入所受入加算（Ⅱ）

90単位/日

緊急短期入所体制確保加算を算定している場合であって、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をうける家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して算定。ただし、連続する3月間において当該加算を算定しなかった場合は、続く3月間は算定しない。

【見直し後】

緊急短期入所受入加算（Ⅰ）

120単位/日

緊急短期入所受入加算（Ⅱ）

180単位/日

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して算定。

(看護職員による訪問の評価の充実)

○医療的ケアが必要な利用者への支援を強化するため、日中活動系サービスと同単価となっている医療連携体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）について、短期入所における支援時間が日中活動系サービスと比較して長いこと等を勘案し、現行の加算単位を引き上げる。

●医療連携体制加算の見直し

	[現行]	[見直し後]
医療連携体制加算 (Ⅰ)	500単位/日	→ 600単位/日
医療連携体制加算 (Ⅱ)	250単位/日	→ 300単位/日

(強度行動障害を有する者への支援の評価の充実)

- 強度行動障害を有する者への支援を強化するため、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、強度行動障害を有する者に対して支援を行った場合に、現行の重度障害者支援加算に追加して加算を行う。

●重度障害者支援加算の見直し

[現行]
重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者に対してサービスを提供した場合 50単位/日

[見直し後]

重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者に対してサービスを提供した場合 50単位/日

* 強度行動障害を有する者に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援を行った場合、さらに10単位/日を加算。

(単独型事業所の評価の充実)

- 単独型事業所の推進を図るため、単独型事業所について、利用者が日中活動を利用した日（入所日及び退所日を除く。）であって、短期入所事業所による支援が18時間を超える場合に、現行の単独型加算に追加して加算を行う。

●単独型加算の見直し

[現行]
単独型加算 320単位/日

[見直し後]

単独型加算 320単位/日

* 利用者が日中活動を利用した日（入所日及び退所日を除く。）であって、短期入所事業所による支援が18時間を超える場合、さらに100単位/日を加算。

4. 共同生活援助・自立訓練

(1) 共同生活援助

(共同生活援助サービス費の見直し（介護サービス包括型）)

- 重度の障害者に対する支援を強化するため、障害支援区分の高い利用者に係る報酬の充実を図るよう、基本報酬の見直しを行う。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

(受託居宅介護サービス費の見直し（外部サービス利用型）)

- 介護報酬改定の動向を踏まえ、受託居宅介護サービス費について見直しを行う。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

(夜間支援体制の評価の見直し)

- 1人の夜間支援従事者が少人数の利用者に対して支援した場合を適切に評価するため、夜間支援等体制加算（Ⅰ）において3人以下の利用者を支援した場合の新たな区分を創設する。

- さらに、夜間支援体制の実態をより適切に評価できるよう、月単位ではなく日単位で夜間支援等体制加算を算定できるように見直し、現行の経過措置については本年度限りとする。

●夜間支援等体制加算（Ⅰ）の見直し

[現行]		
夜間支援対象利用者が4人以下		336単位/日
夜間支援対象利用者が5人		269単位/日
夜間支援対象利用者が6人		224単位/日
夜間支援対象利用者が7人		192単位/日
夜間支援対象利用者が8人以上10人以下		149単位/日
夜間支援対象利用者が11人以上13人以下		112単位/日
夜間支援対象利用者が14人以上16人以下		90単位/日

夜間支援対象利用者が17人以上20人以下	75単位/日
夜間支援対象利用者が21人以上30人以下	54単位/日
* 月単位で加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定する。	
[見直し後]	
夜間支援対象利用者が2人以下	672単位/日
夜間支援対象利用者が3人	448単位/日
夜間支援対象利用者が4人	336単位/日
夜間支援対象利用者が5人	269単位/日
夜間支援対象利用者が6人	224単位/日
夜間支援対象利用者が7人	192単位/日
夜間支援対象利用者が8人以上10人以下	149単位/日
夜間支援対象利用者が11人以上13人以下	112単位/日
夜間支援対象利用者が14人以上16人以下	90単位/日
夜間支援対象利用者が17人以上20人以下	75単位/日
夜間支援対象利用者が21人以上30人以下	54単位/日
* 日単位で加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定する。	

(重度障害者支援加算の算定要件の見直し(介護サービス包括型))

- 重度障害者に対する支援を強化し、かつ、より適切に評価するため、一部の従業者に対し一定の研修の受講を課すとともに、事業所全ての利用者ではなく重度障害者に対する支援を評価する加算へと見直しほか、重度障害者が1人の事業所についても算定対象とする。

● 重度障害者支援加算

[現行]

- 45単位/日
- * 重度の障害者が2人以上いる事業所であること。
- * 生活支援員を加配していること。
- * 事業所の全ての利用者について算定する。

[見直し後]

- 360単位/日
- * 重度の障害者が1人以上いる事業所であること。
- * 生活支援員を加配していること。
- * サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が強度行動障害支援者養

成研修(実践研修)修了者又は喀痰吸引等研修(第2号)修了者であること、かつ、生活支援員のうち20%以上が強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は喀痰吸引等研修(第3号)修了者であること。その際、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者がいる事業所であって重度障害者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該修了者を配置している旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成していること。ただし、経過措置期間を設けることとし、当該期間中は要件を緩和する。

* 事業所の重度障害者についてのみ算定する。

(日中支援の評価)

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえ、心身の状況等によりやむを得ず予定していた日中活動を休んだことにより日中を共同生活住居で過ごす利用者に対する支援の評価について、算定対象となる日中活動を拡大する。

● 日中支援加算(Ⅱ)の算定対象の日中活動

[現行]

障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター

[見直し後]

障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター、介護保険サービスの(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア

(個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長(介護サービス包括型))

- 平成27年3月31日までとされている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成30年3月31日まで延長する。

(2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

(機能訓練サービス費(Ⅱ)及び生活訓練サービス費(Ⅱ)の見直し)

- 介護報酬改定の動向を踏まえ、機能訓練サービス費(Ⅱ)及び生活訓練サ

ービス費（Ⅱ）について見直しを行う。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙２）参照

（機能訓練サービス費（Ⅱ）及び生活訓練サービス費（Ⅱ）の算定要件の緩和）

○ 引きこもり等の場合や精神科病院に長期入院していた患者が退院した直後の時期には、その特性を踏まえると通所による訓練が困難な場合もあることから、通所による利用を前提としない訪問による訓練のみの利用ができるよう算定要件を見直す。

●機能訓練サービス費（Ⅱ）及び生活訓練サービス費（Ⅱ）の算定要件

〔現行〕

原則、通所による自立訓練を利用している者について、機能訓練サービス費（Ⅱ）及び生活訓練サービス費（Ⅱ）を算定することができる。

〔見直し後〕

通所による自立訓練を利用していない利用者であっても、機能訓練サービス費（Ⅱ）及び生活訓練サービス費（Ⅱ）を算定することができる。

○ また、一定の時期に重点的に訪問し、利用者との関係構築や必要な訓練を柔軟に集中して行えるよう、訪問による生活訓練の利用期間に係る制限を緩和する。

●生活訓練サービス費（Ⅱ）の利用期間

〔現行〕

訪問を開始した日から起算して１８０日間ごとに５０回かつ月１４回を上限として算定することができる。

〔見直し後〕

訪問を開始した日から起算して１８０日間ごとに５０回を上限として算定することができる。

(3) 宿泊型自立訓練

（夜間支援体制の評価の見直し）

○ 利用者の状況に応じて夜間に職員の配置が必要な場合も考えられることから、夜間防災・緊急時支援体制加算について、共同生活援助の夜間支援等体制加算の例を参考に見直す。

●夜間防災・緊急時支援体制加算の見直し

〔現行〕

①夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ） １２単位／日
夜間及び深夜を通じて防災体制を確保している場合に算定。

②夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ） １０単位／日
夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制を確保している場合に算定。

* 同一日にそれぞれを併算定できる。

〔見直し後〕

①夜間支援等体制加算（Ⅰ）（仮称）

夜間を配置した場合に、夜間支援対象利用者数に応じて算定。
夜間支援対象利用者が３人以下 ４４８単位／日
夜間支援対象利用者が４人以上６人以下 ２６９単位／日
夜間支援対象利用者が７人以上９人以下 １６８単位／日
夜間支援対象利用者が１０人以上１２人以下 １２２単位／日
夜間支援対象利用者が１３人以上１５人以下 ９６単位／日
夜間支援対象利用者が１６人以上１８人以下 ７９単位／日
夜間支援対象利用者が１９人以上２１人以下 ６７単位／日
夜間支援対象利用者が２２人以上２４人以下 ５８単位／日
夜間支援対象利用者が２５人以上２７人以下 ５２単位／日
夜間支援対象利用者が２８人以上３０人以下 ４６単位／日

②夜間支援等体制加算（Ⅱ）（仮称）

宿直を配置した場合に、夜間支援対象利用者数に応じて算定。
夜間支援対象利用者が３人以下 １４９単位／日
夜間支援対象利用者が４人以上６人以下 ９０単位／日
夜間支援対象利用者が７人以上９人以下 ５６単位／日
夜間支援対象利用者が１０人以上１２人以下 ４１単位／日
夜間支援対象利用者が１３人以上１５人以下 ３２単位／日
夜間支援対象利用者が１６人以上１８人以下 ２６単位／日
夜間支援対象利用者が１９人以上２１人以下 ２２単位／日
夜間支援対象利用者が２２人以上２４人以下 １９単位／日

夜間支援対象利用者が25人以上27人以下	17単位/日
夜間支援対象利用者が28人以上30人以下	15単位/日
③夜間支援等体制加算（Ⅲ）（仮称）	10単位/日
夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合に算定。	
* 名称を「夜間防災・緊急時支援体制加算」から「夜間支援等体制加算」に変更する。	
* 同一日にそれぞれを併算することはできない。	

（日中支援の評価）

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえ、心身の状態等によりやむを得ず予定していた日中活動を休んだことにより日中を宿泊型自立訓練事業所で過ごす利用者に對する支援の評価について、算定対象となる日中活動を拡大する。

●日中支援加算の算定対象の日中活動

〔現行〕

障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター

〔見直し後〕

障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター、介護保険サービスの（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイケア、精神科ショートケア、精神科デイ・ナイト・ケア

5. 就労系サービス

（1）就労移行支援

（一般就労への定着支援の充実・強化）

- 利用者の一般就労については、一般就労への移行実現だけでなく、就労先でより長く就労を継続できるような支援することも重要であることを踏まえ、基本報酬の見直しを行った上で、現行の就労移行支援体制加算を見直し、利用者の就労定着期間に着目した加算を創設する。

- なお、就労継続支援A型に移行した利用者については、就労継続支援A型事業所に配置される生活支援員等による支援が行われることから、就労移行支援事業所における定着支援の必要性は高くないため、就労定着実績には含まないこととする。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

●就労定着支援体制加算（仮称）【新設】

〔就労継続期間が6月以上12月未満の利用者の割合〕

利用定員の5%以上15%未満	29単位/日
利用定員の15%以上25%未満	48単位/日
利用定員の25%以上35%未満	71単位/日
利用定員の35%以上45%未満	102単位/日
利用定員の45%以上	146単位/日

〔就労継続期間が12月以上24月未満の利用者の割合〕

利用定員の5%以上15%未満	25単位/日
利用定員の15%以上25%未満	41単位/日
利用定員の25%以上35%未満	61単位/日
利用定員の35%以上45%未満	88単位/日
利用定員の45%以上	125単位/日

〔就労継続期間が24月以上36月未満の利用者の割合〕

利用定員の5%以上15%未満	21単位/日
利用定員の15%以上25%未満	34単位/日
利用定員の25%以上35%未満	51単位/日
利用定員の35%以上45%未満	73単位/日
利用定員の45%以上	105単位/日

加算を算定する年度の前年度において、上記の期間継続して就労している者又は就労していた者の数を利用定員で除した数が、それぞれの期間ごとのいずれかに該当する場合、それぞれの所定単位数を算定。

* 現行の就労移行支援体制加算は廃止する。

（一般就労への移行実績がない事業所の評価の適正化）

- 就労を希望する障害者であって、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、一般就労への移行に向けた支援を行うという就労移行支援の趣旨を踏まえ、現行の一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算を強化するとともに、一般就労への移行実績がない事業所に對する減算を創設する。

- なお、就労継続支援A型に移行した利用者については、利用する障害福祉サービスの種類を変更するものであることから、就労移行者数及び就労定着者数には含まないこととする。

●一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直し

[現行]

- [過去3年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の85%を算定
[過去4年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の70%を算定

[見直し後]

- [過去2年間の就労移行者数が0の場合] 所定単位数の85%を算定【新設】
[過去3年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の70%を算定
[過去4年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の50%を算定
* 就労定着者数とは、一般就労への移行後、就労した企業等に連続して6ヵ月以上雇用されている者の数。

(移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し)

- 移行準備支援体制加算(Ⅱ)について、多様な施設外就労が可能となるよう、就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和する。

●移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し

[現行]

就労支援単位(就労移行支援事業の訓練が3人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。)ごとに実施すること。

[見直し後]

- 就労支援単位ごとに実施すること。
* 上記の下線部を削除し、1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

(2) 就労継続支援A型

(短時間利用者の状況を踏まえた評価の適正化)

- 一般就労が困難な者に就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練など必要な支援を行うという就労継続支援A型の趣旨を踏まえ、短時間利用に係る減算の仕組みについて、個々の利用者の利用実態を踏まえたものとなるよう見直す。また、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

●短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し(平成27年10月施行)

- [事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均(1日当たり)が1時間未満の場合] 所定単位数の30%を算定
[事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均(1日当たり)が1時間以上2時間未満の場合] 所定単位数の40%を算定
[事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均(1日当たり)が2時間以上3時間未満の場合] 所定単位数の50%を算定
[事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均(1日当たり)が3時間以上4時間未満の場合] 所定単位数の75%を算定
[事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均(1日当たり)が4時間以上5時間未満の場合] 所定単位数の90%を算定
* 利用時間の平均は、雇用契約を締結している利用者について、過去3ヵ月間における延べ利用時間を延べ利用人数で除して算出。
* 現行の短時間利用に係る減算の仕組みは平成27年9月までとする。

(重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止)

- 平成27年3月31日までの経過措置とされている重度者支援体制加算(Ⅲ)について、廃止する。

(施設外就労加算の算定要件の見直し)

- 施設外就労加算について、多様な施設外就労が可能となるよう、就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和する。

●施設外就労加算の算定要件の見直し

[現行]

就労支援単位(就労継続支援事業の訓練が3人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。)ごとに実施すること。

[見直し後]

就労支援単位ごとに実施すること。

- * 上記の下線部を削除し、1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

(3) 就労継続支援B型

(工賃向上に向けた取組の評価)

- 事業所における工賃向上に向けた取組を推進するため、基本報酬の見直しを行った上で、工賃が一定の水準に達している事業所を評価するための新たな加算区分を創設するとともに、現行の目標工賃達成加算の算定要件を見直し、加算単位を引き上げる。
- また、工賃向上に向けた体制の整備に積極的に取り組む事業所を評価するため、目標工賃達成指導員配置加算の算定要件を見直すとともに、加算単位を引き上げる。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

●目標工賃達成加算(Ⅰ)【新設】 69単位/日

以下のいずれも満たす場合に算定。

- ・ 前年度の工賃実績が、原則として、前々年度の工賃実績以上
- ・ 前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の2分の1以上
- ・ 前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上
- ・ 工賃向上計画を作成していること

●目標工賃達成加算の加算単位の見直し

	【現行】	【見直し後】
現行の目標工賃達成加算(Ⅰ)	49単位/日	→ 59単位/日
* 見直し後は、目標工賃達成加算(Ⅱ)に名称変更。		
現行の目標工賃達成加算(Ⅱ)	22単位/日	→ 32単位/日
* 見直し後は、目標工賃達成加算(Ⅲ)に名称変更。		

●目標工賃達成加算の算定要件の見直し

現行の算定要件に、「前年度の工賃実績が、原則として、前々年度の工賃実績以上であること」を加える。

●目標工賃達成指導員配置加算の加算単位及び算定要件の見直し

	【現行】	【見直し後】
利用定員が20人以下	81単位/日	→ 89単位/日
利用定員が21人以上40人以下	72単位/日	→ 80単位/日
利用定員が41人以上60人以下	67単位/日	→ 75単位/日
利用定員が61人以上80人以下	66単位/日	→ 74単位/日

利用定員が81人以上 64単位/日 → 72単位/日

【現行】

就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定する事業所において、目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること。

【見直し後】

就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定する事業所において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること。

(重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止)

- 平成27年3月31日までの経過措置とされている重度者支援体制加算(Ⅲ)について、廃止する。

(施設外就労加算の算定要件の見直し)

- 施設外就労加算について、多様な施設外就労が可能となるよう、就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和する。

●施設外就労加算の算定要件の見直し

【現行】

就労支援単位(就労継続支援事業の訓練が3人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。)ごとに実施すること。

【見直し後】

就労支援単位ごとに実施すること。

- * 上記の下線を削除し、1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

6. 相談支援・地域相談支援

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

(支援体制の評価)

- 事業所の質の担保や相談支援専門員のスキル向上の観点から、サービス等利用計画案等の作成も含めた計画相談支援・障害児相談支援の提供に当たり、

手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価する加算を創設する。

(初期段階における支援の評価)

- 障害児相談支援において、保護者の障害受容ができないこと等により、特にアセスメントに係る事業所の業務負担を評価する加算を創設する。

●計画相談支援の報酬体系	
特定事業所加算（仮称）【新設】	300単位／月
●障害児相談支援の報酬体系	
特定事業所加算（仮称）【新設】	300単位／月
初回加算（仮称）【新設】	500単位／月

(その他)

- サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の実施頻度について、よりきめ細かな支援を図る観点から、利用している障害福祉サービスや障害児通所支援をもって一律に設定することとせず、利用者の状態等に応じて柔軟に設定の上、実施する。

(2) 地域移行支援

(サービス利用の初期段階における評価)

- サービスの利用に係る初期段階においては、病院等を訪問し、利用者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間や労力を要することから、こうした業務負担を評価する加算を創設する。

●初回加算 (仮称) 【新設】	500単位/月
-----------------	---------

(障害福祉サービス等の体験利用等の利用期間の見直し)

- 利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊が行えるよう、障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊の利用期間の制限を廃止する。

●障害福祉サービスの体験利用加算の算定要件の見直し

【現行】

15日(障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。)を限度に算定。

【見直し後】

15日を限度に算定。

●体験宿泊加算 (I) 及び体験宿泊加算 (II) の算定要件の見直し

【現行】

同加算 (I) 及び (II) を合計して15日(体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。)を限度に算定。

【見直し後】

同加算 (I) 及び (II) を合計して15日を限度に算定。

7. 障害児支援

(1) 障害児通所支援

(支援の質の確保 (児童発達支援及び放課後等デイサービス))

- 児童発達支援 (児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。) 及び放課後等デイサービス (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。) における経営の実態等を踏まえ、基本報酬及び指導員加配加算を見直すとともに、支援の質の確保を図る観点から、児童指導員等の一定の要件を満たす職員を配置している場合の評価を行う。

●基本報酬の見直し

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

●児童指導員等配置加算 (有資格者を配置した場合) (仮称) 【新設】

(児童発達支援 (児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。))

定員10人以下	12単位/日
定員11人以上20人以下	8単位/日
定員21人以上	6単位/日

(放課後等デイサービス (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。))

*授業終了後に行う場合

定員10人以下	9単位/日
定員11人以上20人以下	6単位/日
定員21人以上	4単位/日
*休業日に行う場合	
定員10人以下	12単位/日
定員11人以上20人以下	8単位/日
定員21人以上	6単位/日

●指導員加配加算の見直し

[現行]

定員10人以下	193単位/日
定員11人以上20人以下	129単位/日
定員21人以上	77単位/日

[見直し後]

*児童指導員等を配置している場合

定員10人以下	195単位/日
定員11人以上20人以下	130単位/日
定員21人以上	78単位/日
*指導員を配置している場合	
定員10人以下	183単位/日
定員11人以上20人以下	122単位/日
定員21人以上	73単位/日

(家族等に対する相談援助の充実 (児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス))

- 障害児を育てる家族等への支援を強化するため、家庭連携加算の算定要件を見直すとともに、障害児通所支援事業所等において、障害児と家族等への相談援助を行った場合の評価を行う。

●家庭連携加算の見直し

[現行]

障害児通所支援を利用した日は加算の算定は不可。

[見直し後]

障害児通所支援を利用した日も加算の算定が可能。

* あわせて、算定可能回数を4回/月から2回/月に見直す。

●事業所内相談支援加算 (仮称) 【新設】 35単位/回

障害児通所支援事業所等において、障害児とその家族等に相談援助を行った場合に月1回を限度として算定。

(保育所等との連携の強化 (児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス))

- 障害児が通う保育所や学校等との連携を強化するため、保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合や、就学前の児童等について、就学等に関する相談援助及び学校等との連絡調整を行った場合の評価を行う。

●関係機関連携加算 (仮称) 【新設】

関係機関連携加算 (I)	200単位/回
関係機関連携加算 (II)	200単位/回

* 関係機関連携加算 (I) については、障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として算定。

* 関係機関連携加算 (II) については、就学前又は就職前の障害児の就学又は就職に関し、就学先の学校又は就職先の企業等と連絡調整等を行った場合に、各1回を限度として算定。

(重症心身障害児に対する支援の充実 (児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス))

- 重症心身障害児については、子育て支援に係る一般施策による対応が著しく困難であり、また、医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、重症心身障害児に対する延長支援や手厚い人員配置体制で送迎を行う場合について評価を行う。

- また、小規模な事業所が重症心身障害児を受け入れた場合、定員設定により収入に大きな乖離を生じる場合があることから、主として重症心身障害児を受け入れる事業所 (児童発達支援センター及び医療型児童発達支援事業所を除く。) における基本報酬及び児童発達支援管理責任者専任加算の定員区分「6人以上10人以下」について細分化を行う。

●延長支援加算の拡充

[現行]

1時間未満	61単位/日
1時間以上2時間未満	92単位/日
2時間以上	123単位/日

[見直し後]

* 障害児（重症心身障害児以外）の場合

1 時間未満	6 1 単位/日
1 時間以上 2 時間未満	9 2 単位/日
2 時間以上	1 2 3 単位/日

* 重症心身障害児の場合

1 時間未満	1 2 8 単位/日
1 時間以上 2 時間未満	1 9 2 単位/日
2 時間以上	2 5 6 単位/日

● 送迎加算の拡充

[現行]
障害種別に関わらず
※ 児童発達支援センター及び重症心身障害児を除く
片道 5 4 単位/回

[見直し後]

障害児（重症心身障害児以外）の場合
片道 5 4 単位/回
重症心身障害児の場合
片道 3 7 単位/回

※ 重症心身障害児については基本報酬において送迎を評価していることから、本加算においては送迎に当たり職員を加配している部分を評価。

● 基本報酬の定員区分の見直し

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙 2）参照

● 児童発達支援管理責任者専任加算の定員区分の見直し

[現行]	
5人	4 1 0 単位/日
6人以上 10人以下	2 0 5 単位/日
11人以上	1 0 2 単位/日

[見直し後]

5人	4 1 0 単位/日
6人	3 4 2 単位/日
7人	2 9 3 単位/日
8人	2 5 6 単位/日
9人	2 2 8 単位/日
10人	2 0 5 単位/日
11人以上	1 0 2 単位/日

(保育機能の充実（医療型児童発達支援）)

- 定員規模にかかわらず一律の人員配置基準となっている医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関で実施する場合を除く。）について、保育機能の充実にを図る観点から、児童指導員又は保育士を加配した場合の評価を行う。

● 保育職員加配加算（仮称）【新設】 5 0 単位/日

定員 2 1 人以上の医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合に算定。

(保育所等訪問支援の推進)

- 障害児が子育て支援に係る一般施策で受け入れられるよう地域支援を推進する観点から、保育所等訪問支援における専門性の高い支援の評価を行うとともに、障害児通所支援利用日との同日利用を可能とするほか、過疎地等の障害児への支援の評価を行う。

● 訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）（仮称）【新設】

3 7 5 単位/日
作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行った場合に算定。

● 保育所等訪問支援の算定要件の見直し

[現行]
他の障害児通所支援を利用した日は保育所等訪問支援の算定が不可。

[見直し後]

他の障害児通所支援を利用した日も保育所等訪問支援の算定が可能。

● 特別地域加算（仮称）【新設】 (1 日につき) + 1 5 / 1 0 0

過疎地や離島・山間地域等への訪問支援を行った場合に算定。

(開所時間減算の見直し（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）)

- 適正なサービス時間の評価を行うため、現行の開所時間減算について、4 時間未満の場合の減算率を見直すとともに、4 時間以上 6 時間未満の区分を新たに設ける。

●開所時間減算の見直し

[現行]

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。

[見直し後]

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算。

開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算。

(2)障害児入所支援

(基本報酬の見直し(福祉型障害児入所施設))

- 福祉型障害児入所施設における経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
なお、見直しに当たっては、特に小規模な事業所(定員20人以下)に配慮する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

(強度行動障害児支援の強化(福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設))

- 虐待防止の観点も含め、強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、重度障害児支援加算において、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置した場合の加算の拡充を行うとともに、福祉型障害児入所施設の強度行動障害児特別支援加算の算定要件に、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員の配置を追加する。

- なお、強度行動障害支援者養成研修については、平成25年度に創設されたところであるため、従来の強度行動障害児特別支援加算を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、研修受講計画の作成で足りるものとする経過措置を設ける。

●重度障害児支援加算の拡充

[現行]

*福祉型障害児入所施設

重度障害児支援加算 (I)	165単位/日
重度障害児支援加算 (II)	198単位/日
重度障害児支援加算 (III)	158単位/日
重度障害児支援加算 (IV)	189単位/日
重度障害児支援加算 (V)	143単位/日

重度障害児支援加算 (VI)	171単位/日
重度障害児支援加算 (VII)	198単位/日

*医療型障害児入所施設

重度障害児支援加算 (I)	165単位/日
重度障害児支援加算 (II)	198単位/日
重度障害児支援加算 (III)	198単位/日

[見直し後]

*福祉型障害児入所施設

重度障害児支援加算 (I)	165単位/日	+ 11単位/日※
重度障害児支援加算 (II)	198単位/日	+ 11単位/日※
重度障害児支援加算 (III)	158単位/日	+ 11単位/日※
重度障害児支援加算 (IV)	189単位/日	+ 11単位/日※
重度障害児支援加算 (V)	143単位/日	+ 11単位/日※
重度障害児支援加算 (VI)	171単位/日	+ 11単位/日※
重度障害児支援加算 (VII)	198単位/日	+ 11単位/日※

*医療型障害児入所施設

重度障害児支援加算 (I)	165単位/日	+ 11単位/日※
重度障害児支援加算 (II)	198単位/日	+ 11単位/日※
重度障害児支援加算 (III)	198単位/日	+ 11単位/日※

- ※ 強度行動障害支援者養成研修を受講した職員を配置し、行動障害を有する障害児に対して支援を行った場合に算定。

(有期有目的入所の評価(医療型障害児入所施設))

- 医療型障害児入所施設においては、肢体不自由児に対する手術、リハビリ等を行う短期間の入所集中訓練や、自閉症児に対する行動障害の改善・悪化防止を目的とした短期間入所、重症心身障害児に対するNICU退院後の地域生活に向けた支援を目的とした短期間入所を行っており、短期間サイクルで、アセスメントや地域生活に向けた各種指導、環境調整等を行う必要があることから、こうした有期有目的入所に係る基本報酬の区分を新たに設ける。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

(心理的ケアへの対応強化(医療型障害児入所施設))

- 障害児入所施設において、家庭環境上の理由により施設入所している児童の割合が増加している状況を踏まえ、現行、心理担当職員配置加算がない医

療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設及び指定発達支援医療機関を除く。）においても、心理的援助を支援する観点から、心理担当職員を配置した場合の評価を行う。

●心理担当職員配置加算（仮称）【新設】 26単位/日

8. その他

(1) 国庫負担基準の見直し

（重度障害者の利用実態を考慮した国庫負担基準の見直し）

○ 国庫負担基準は、これまで全市町村の9割程度の市町村に超過負担が生じない水準を維持するため、報酬改定の都度引上げを行ってきたが、平成25年度実績では、全市町村の75.8%の市町村に超過負担が生じない状況になっており、この割合はこれまで横ばいを続けている。また、全国ベースで見れば、訪問系サービスの国庫負担基準額が訪問系サービスの総費用額を上回っている状況である。

○ これらを鑑みると、従来と同様に一律に国庫負担基準を引き上げても、超過市町村数の状況は変わらないことが想定されることから、重度障害者の利用実態を考慮した水準を設定する。

○ なお、基本報酬の見直しや加算の創設等の影響分についても、国庫負担基準の水準に反映させる。

○ また、今回の見直しにおいて、国庫負担基準の平均額は、基本報酬の見直しや加算の創設等により、11.9万円から12.5万円（+5.0%）の引上げとなる。

●重度障害者の利用実態を考慮した国庫負担基準の見直し
訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村に対し、市町村全体の国庫負担基準総額の5%高上げを行う。

(2) 補足給付の見直し

○ 施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額をいわゆる「補

足給付」として支給しているが、食費・光熱水費の実態を踏まえ、基準費用額を見直す。

●補足給付に係る基準費用額の見直し

【現行】	
基準費用額	58,000円
【見直し後】	
基準費用額	53,500円

第3 終わりに

○ 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に本検討チームを設置し、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。

○ その際、検討の中で、以下のような事項について、引き続き検討、検証が必要ではないかとの意見があった。

- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の拡充等が、障害福祉サービス等従事者の処遇改善に着実に繋がっているか。
- ・ 計画相談支援について、基本報酬をどう評価するか。また、モニタリングの実施頻度について実態を把握すべきではないか。
- ・ 経営実態調査について、施設・事業所の経営の実態をよりの確に把握できるような見直すことや、有効回答率を上げる努力が必要ではないか。

○ こうした事項も含め、今回の改定が企図した効果を挙げているかどうかについて、客観的なデータに基づき検証を行い、次期報酬改定の検討に活かしていくなど、客観性・透明性を確保するために引き続き取り組んでいくこととする。

福祉・介護職員処遇改善加算の見直しについて

●福祉・介護職員処遇改善加算

・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）【新設】

総単位数にサービス別の加算率（次頁参照）を乗じた単位数を加算。
【算定要件】 加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ（新）定量的要件に適合すること。

・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）【旧加算（Ⅰ）】

総単位数にサービス別の加算率（次頁参照）を乗じた単位数を加算。
【算定要件】 加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のいずれかに適合し、（旧）定量的要件に適合すること。

・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）【旧加算（Ⅱ）】

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の90／100を加算。
【算定要件】 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の算定要件のうち、キャリアパス要件又は（旧）定量的要件のいずれかに適合しない場合。

・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）【旧加算（Ⅲ）】

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の80／100を加算。
【算定要件】 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の算定要件のうち、キャリアパス要件及び（旧）定量的要件のいずれにも適合しない場合。

※定量的要件の実施期間

（旧）定量的要件		（新）定量的要件
【取得に必要となる加算】 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）～（Ⅳ） 【内容】 平成20年10月から福祉・介護職員処遇改善計画書の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全て当該福祉・介護職員に周知していること。	【取得に必要となる加算】 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 【内容】 平成27年4月以降実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全て当該福祉・介護職員に周知していること。	

●福祉・介護職員処遇改善特別加算【変更なし】

総単位数にサービス別の加算率（次頁参照）を乗じた単位数を加算。
【算定要件】 福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること。キャリアパス要件及び定量的要件は問わない。

サービス名	福祉・介護職員処遇改善加算		福祉・介護職員 処遇改善特別加算
	（Ⅰ）	（Ⅱ）（注）	
居宅介護	22.1%	12.3%	4.1%
重度訪問介護	14.0%	7.8%	2.6%
同行援護	22.1%	12.3%	4.1%
行動援護	18.5%	10.3%	3.4%
療養介護	2.5%	1.4%	0.5%
生活介護	3.1%	1.7%	0.6%
重度障害者等包括支援	1.8%	1.0%	0.3%
施設入所支援	5.0%	2.8%	0.9%
自立訓練（機能訓練）	4.1%	2.3%	0.8%
自立訓練（生活訓練）	4.1%	2.3%	0.8%
就労移行支援	4.9%	2.7%	0.9%
就労継続支援A型	4.0%	2.2%	0.7%
就労継続支援B型	3.8%	2.1%	0.7%
共同生活援助（指定共同生活援助）	5.4%	3.0%	1.0%
共同生活援助（外部サービス利用型）	12.4%	6.9%	2.3%
指定共同生活援助			
児童発達支援	5.6%	3.1%	1.0%
医療型児童発達支援	10.6%	5.9%	2.0%
放課後等デイサービス	5.9%	3.3%	1.1%
保育所等訪問支援	5.8%	3.2%	1.1%
福祉型障害児入所施設	4.5%	2.5%	0.8%
医療型障害児入所施設	2.5%	1.4%	0.5%

（注） 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）は、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の90／100を算定。

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）は、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）の80／100を算定。

* 短期入所（併設型・空床利用型）については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所（単独型）については、生活介護の加算率を適用する。

* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

※ 「見直し後」は、物価の上昇傾向の反映のほか、個別改定事項の影響を含めた基本報酬単位。

現行	見直し後
●訪問系サービス 第1 居宅介護 居宅介護サービス費 イ 居宅における身体介護が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 255 単位 (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 404 単位 (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 587 単位 (4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 670 単位 (5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 753 単位 (6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 836 単位 (7) 所要時間 3 時間以上の場合 919 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数 ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 255 単位 (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 404 単位 (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 587 単位 (4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 670 単位	●訪問系サービス 第1 居宅介護 居宅介護サービス費 イ 居宅における身体介護が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 245 単位 (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 388 単位 (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 564 単位 (4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 644 単位 (5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 724 単位 (6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 804 単位 (7) 所要時間 3 時間以上の場合 884 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数 ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 245 単位 (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 388 単位 (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 564 単位 (4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 644 単位

45

(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 753 単位 (6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 836 単位 (7) 所要時間 3 時間以上の場合 919 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数 ハ 家事援助が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 105 単位 (2) 所要時間 30 分以上 45 分未満の場合 152 単位 (3) 所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合 196 単位 (4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満 237 単位 (5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合 274 単位 (6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 309 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 35 単位を加算した単位数 ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 105 単位 (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 196 単位 (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 274 単位 (4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 344 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 70 単位を加算した単位数 ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 101 単位	(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 724 単位 (6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 804 単位 (7) 所要時間 3 時間以上の場合 884 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数 ハ 家事援助が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 101 単位 (2) 所要時間 30 分以上 45 分未満の場合 146 単位 (3) 所要時間 45 分以上 1 時間未満の場合 189 単位 (4) 所要時間 1 時間以上 1 時間 15 分未満 229 単位 (5) 所要時間 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満の場合 264 単位 (6) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 298 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 34 単位を加算した単位数 ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合 (1) 所要時間 30 分未満の場合 101 単位 (2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 189 単位 (3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 264 単位 (4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 331 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 67 単位を加算した単位数 ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 97 単位
--	---

46

第2 重度訪問介護		第2 重度訪問介護	
重度訪問介護サービス費		重度訪問介護サービス費	
(1)	所要時間 1 時間未満の場合 182 単位	(1)	所要時間 1 時間未満の場合 183 単位
(2)	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 272 単位	(2)	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 273 単位
(3)	所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 363 単位	(3)	所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 364 単位
(4)	所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満 454 単位	(4)	所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満 455 単位
(5)	所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 544 単位	(5)	所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 546 単位
(6)	所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 634 単位	(6)	所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合 636 単位
(7)	所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 726 単位	(7)	所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合 728 単位
(8)	所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 811 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	(8)	所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 813 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
(9)	所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,491 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	(9)	所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,493 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数
(10)	所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 2,166 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	(10)	所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 2,168 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数
(11)	所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 2,812 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	(11)	所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 2,814 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
(12)	所要時間 20 時間以上 16 時間未満の場合 3,494 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	(12)	所要時間 20 時間以上 16 時間未満の場合 3,496 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数

47

第3 同行援護		第3 同行援護	
同行援護サービス費		同行援護サービス費	
イ 身体介護を伴う場合		イ 身体介護を伴う場合	
(1)	所要時間 30 分未満の場合 255 単位	(1)	所要時間 30 分未満の場合 256 単位
(2)	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 404 単位	(2)	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 405 単位
(3)	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 587 単位	(3)	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 589 単位
(4)	所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 670 単位	(4)	所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 672 単位
(5)	所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 753 単位	(5)	所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 755 単位
(6)	所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 836 単位	(6)	所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 839 単位
(7)	所要時間 3 時間以上の場合 919 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数	(7)	所要時間 3 時間以上の場合 922 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数
ロ 身体介護を伴わない場合		ロ 身体介護を伴わない場合	
(1)	所要時間 30 分未満の場合 105 単位	(1)	所要時間 30 分未満の場合 105 単位
(2)	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 198 単位	(2)	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 199 単位
(3)	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 277 単位	(3)	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 278 単位
(4)	所要時間 1 時間 30 分以上の場合 347 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 70 単位を加算した単位数	(4)	所要時間 1 時間 30 分以上の場合 348 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 70 単位を加算した単位数
第4 行動援護		第4 行動援護	
行動援護サービス費		行動援護サービス費	
イ	所要時間 30 分未満の場合 252 単位	イ	所要時間 30 分未満の場合 253 単位

48

ロ	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	400 単位	ロ	所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	401 単位
ハ	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	582 単位	ハ	所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	584 単位
ニ	所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	729 単位	ニ	所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	731 単位
ホ	所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	876 単位	ホ	所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	879 単位
ヘ	所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,024 単位	ヘ	所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,027 単位
ト	所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,171 単位	ト	所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,175 単位
チ	所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,319 単位	チ	所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,323 単位
リ	所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,467 単位	リ	所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,472 単位
ス	所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,614 単位	ス	所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,619 単位
ル	所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,761 単位	ル	所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,767 単位
ヲ	所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,909 単位	ヲ	所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,915 単位
ワ	所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,056 単位	ワ	所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,063 単位
カ	所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,204 単位	カ	所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,211 単位
ヨ	所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,352 単位	ヨ	所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,360 単位
タ	所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,498 単位	タ	所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,506 単位
第 5 重度障害者等包括支援			第 5 重度障害者等包括支援		
重度障害者等包括支援サービス費			重度障害者等包括支援サービス費		
イ	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1 日につき 12 時間を超えない範囲）	799 単位	イ	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1 日につき 12 時間を超えない範囲）	802 単位
ロ	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1 日につき 12 時間を超える範囲）	779 単位	ロ	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1 日につき 12 時間を超える範囲）	781 単位

49

ハ	短期入所の場合	889 単位	ハ	短期入所の場合	892 単位
ニ	共同生活介護の場合	958 単位	ニ	共同生活介護の場合	961 単位
●日中活動系サービス			●日中活動系サービス		
第 1 療養介護			第 1 療養介護		
療養介護サービス費（1 日につき）			療養介護サービス費（1 日につき）		
イ 療養介護サービス費			イ 療養介護サービス費		
(1) 療養介護サービス費（Ⅰ）			(1) 療養介護サービス費（Ⅰ）		
(一)	利用定員が 40 人以下	903 単位	(一)	利用定員が 40 人以下	906 単位
(二)	利用定員が 41 人以上 60 人以下	884 単位	(二)	利用定員が 41 人以上 60 人以下	887 単位
(三)	利用定員が 61 人以上 80 人以下	868 単位	(三)	利用定員が 61 人以上 80 人以下	848 単位
(四)	利用定員が 81 人以上	857 単位	(四)	利用定員が 81 人以上	815 単位
(2) 療養介護サービス費（Ⅱ）			(2) 療養介護サービス費（Ⅱ）		
(一)	利用定員が 40 人以下	658 単位	(一)	利用定員が 40 人以下	660 単位
(二)	利用定員が 41 人以上 60 人以下	628 単位	(二)	利用定員が 41 人以上 60 人以下	630 単位
(三)	利用定員が 61 人以上 80 人以下	604 単位	(三)	利用定員が 61 人以上 80 人以下	590 単位
(四)	利用定員が 81 人以上	591 単位	(四)	利用定員が 81 人以上	562 単位
(3) 療養介護サービス費（Ⅲ）			(3) 療養介護サービス費（Ⅲ）		
(一)	利用定員が 40 人以下	520 単位	(一)	利用定員が 40 人以下	522 単位
(二)	利用定員が 41 人以上 60 人以下	495 単位	(二)	利用定員が 41 人以上 60 人以下	497 単位
(三)	利用定員が 61 人以上 80 人以下	484 単位	(三)	利用定員が 61 人以上 80 人以下	473 単位
(四)	利用定員が 81 人以上	476 単位	(四)	利用定員が 81 人以上	453 単位
(4) 療養介護サービス費（Ⅳ）			(4) 療養介護サービス費（Ⅳ）		
(一)	利用定員が 40 人以下	416 単位	(一)	利用定員が 40 人以下	418 単位

50

(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	384 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	385 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	371 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	362 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	362 単位	(四) 利用定員が 81 人以上	344 単位
⑤ 療養介護サービス費(V)		⑤ 療養介護サービス費(V)	
(一) 利用定員が 40 人以下	416 単位	(一) 利用定員が 40 人以下	418 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	384 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	385 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	371 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	362 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	362 単位	(四) 利用定員が 81 人以上	344 単位
ロ 経過の療養介護サービス費		ロ 経過の療養介護サービス費	
① 経過の療養介護サービス費(I)		① 経過の療養介護サービス費(I)	
(一) 利用定員が 40 人以下	874 単位	(一) 利用定員が 40 人以下	877 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	874 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	877 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	868 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	848 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	857 単位	(四) 利用定員が 81 人以上	815 単位
② 経過の療養介護サービス費(II)	591 単位		
第2 生活介護		第2 生活介護	
生活介護サービス費(1日につき)		生活介護サービス費(1日につき)	
イ 生活介護サービス費		イ 生活介護サービス費	
① 利用定員が 20 人以下		① 利用定員が 20 人以下	
(一) 区分 6	1,299 単位	(一) 区分 6	1,278 単位
(二) 区分 5	981 単位	(二) 区分 5	959 単位
(三) 区分 4	703 単位	(三) 区分 4	680 単位
(四) 区分 3	634 単位	(四) 区分 3	610 単位

51

(五) 区分 2 以下	583 単位	(五) 区分 2 以下	559 単位
② 利用定員が 21 人以上 40 人以下		② 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 区分 6	1,170 単位	(一) 区分 6	1,139 単位
(二) 区分 5	883 単位	(二) 区分 5	851 単位
(三) 区分 4	632 単位	(三) 区分 4	599 単位
(四) 区分 3	572 単位	(四) 区分 3	539 単位
(五) 区分 2 以下	524 単位	(五) 区分 2 以下	491 単位
③ 利用定員が 41 人以上 60 人以下		③ 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 区分 6	1,138 単位	(一) 区分 6	1,099 単位
(二) 区分 5	854 単位	(二) 区分 5	816 単位
(三) 区分 4	604 単位	(三) 区分 4	568 単位
(四) 区分 3	538 単位	(四) 区分 3	502 単位
(五) 区分 2 以下	494 単位	(五) 区分 2 以下	459 単位
④ 利用定員が 61 人以上 80 人以下		④ 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 区分 6	1,090 単位	(一) 区分 6	1,045 単位
(二) 区分 5	825 単位	(二) 区分 5	781 単位
(三) 区分 4	589 単位	(三) 区分 4	549 単位
(四) 区分 3	532 単位	(四) 区分 3	493 単位
(五) 区分 2 以下	481 単位	(五) 区分 2 以下	445 単位
⑤ 利用定員が 81 人以上		⑤ 利用定員が 81 人以上	
(一) 区分 6	1,076 単位	(一) 区分 6	1,028 単位
(二) 区分 5	811 単位	(二) 区分 5	765 単位
(三) 区分 4	576 単位	(三) 区分 4	535 単位
(四) 区分 3	517 単位	(四) 区分 3	478 単位

52

(五) 区分2以下	466 単位	(五) 区分2以下	428 単位
ロ 基準該当生活介護サービス費		ロ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	728 単位	(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	691 単位
(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	883 単位	(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	851 単位
第3 短期入所		第3 短期入所	
短期入所サービス費(1日につき)		短期入所サービス費(1日につき)	
イ 福祉型短期入所サービス費		イ 福祉型短期入所サービス費	
(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)		(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分6	888 単位	(一) 区分6	892 単位
(二) 区分5	755 単位	(二) 区分5	758 単位
(三) 区分4	623 単位	(三) 区分4	626 単位
(四) 区分3	561 単位	(四) 区分3	563 単位
(五) 区分1及び区分2	490 単位	(五) 区分1及び区分2	492 単位
(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)		(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分6	580 単位	(一) 区分6	582 単位
(二) 区分5	508 単位	(二) 区分5	510 単位
(三) 区分4	306 単位	(三) 区分4	307 単位
(四) 区分3	231 単位	(四) 区分3	232 単位
(五) 区分1及び区分2	165 単位	(五) 区分1及び区分2	166 単位
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)		(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	755 単位	(一) 区分3	758 単位
(二) 区分2	592 単位	(二) 区分2	595 単位
(三) 区分1	490 単位	(三) 区分1	492 単位

53

(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)		(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	508 単位	(一) 区分3	510 単位
(二) 区分2	268 単位	(二) 区分2	269 単位
(三) 区分1	165 単位	(三) 区分1	166 単位
ロ 医療型短期入所サービス費		ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,598 単位	(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,609 単位
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,397 単位	(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,407 単位
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,398 単位	(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,404 単位
ハ 医療型特定短期入所サービス費		ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,478 単位	(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,489 単位
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,267 単位	(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,277 単位
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,298 単位	(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,304 単位
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	1,731 単位	(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	1,738 単位
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,599 単位	(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,606 単位
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	932 単位	(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	936 単位
ニ 基準該当短期入所サービス費		ニ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	755 単位	(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	758 単位
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	231 単位	(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	232 単位
●施設系サービス		●施設系サービス	
施設入所支援		施設入所支援	
施設入所支援サービス費(1日につき)		施設入所支援サービス費(1日につき)	
イ 利用定員が40人以下		イ 利用定員が40人以下	
(1) 区分6	451 単位	(1) 区分6	453 単位

54

(2) 区分 5	380 単位	(2) 区分 5	382 単位
(3) 区分 4	307 単位	(3) 区分 4	308 単位
(4) 区分 3	231 単位	(4) 区分 3	232 単位
(5) 区分 2 以下	167 単位	(5) 区分 2 以下	168 単位
ロ 利用定員が 41 人以上 60 人以下		ロ 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(1) 区分 6	355 単位	(1) 区分 6	356 単位
(2) 区分 5	296 単位	(2) 区分 5	297 単位
(3) 区分 4	234 単位	(3) 区分 4	235 単位
(4) 区分 3	184 単位	(4) 区分 3	185 単位
(5) 区分 2 以下	145 単位	(5) 区分 2 以下	146 単位
ハ 利用定員が 61 人以上 80 人以下		ハ 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(1) 区分 6	294 単位	(1) 区分 6	295 単位
(2) 区分 5	246 単位	(2) 区分 5	247 単位
(3) 区分 4	197 単位	(3) 区分 4	198 単位
(4) 区分 3	161 単位	(4) 区分 3	162 単位
(5) 区分 2 以下	131 単位	(5) 区分 2 以下	132 単位
ニ 利用定員が 81 人以上		ニ 利用定員が 81 人以上	
(1) 区分 6	268 単位	(1) 区分 6	269 単位
(2) 区分 5	222 単位	(2) 区分 5	223 単位
(3) 区分 4	177 単位	(3) 区分 4	178 単位
(4) 区分 3	145 単位	(4) 区分 3	146 単位
(5) 区分 2 以下	124 単位	(5) 区分 2 以下	125 単位
●居住系サービス		●居住系サービス	

55

共同生活援助		共同生活援助	
1 介護サービス包括型共同生活援助		1 介護サービス包括型共同生活援助	
イ 共同生活援助サービス費 (I)		イ 共同生活援助サービス費 (I)	
(1) 区分 6	645 単位	(1) 区分 6	668 単位
(2) 区分 5	528 単位	(2) 区分 5	552 単位
(3) 区分 4	449 単位	(3) 区分 4	471 単位
(4) 区分 3	383 単位	(4) 区分 3	385 単位
(5) 区分 2	294 単位	(5) 区分 2	295 単位
(6) 区分 1 以下	257 単位	(6) 区分 1 以下	259 単位
ロ 共同生活援助サービス費 (II)		ロ 共同生活援助サービス費 (II)	
(1) 区分 6	594 単位	(1) 区分 6	617 単位
(2) 区分 5	477 単位	(2) 区分 5	501 単位
(3) 区分 4	398 単位	(3) 区分 4	420 単位
(4) 区分 3	332 単位	(4) 区分 3	334 単位
(5) 区分 2	243 単位	(5) 区分 2	244 単位
(6) 区分 1 以下	211 単位	(6) 区分 1 以下	212 単位
ハ 共同生活援助サービス費 (III)		ハ 共同生活援助サービス費 (III)	
(1) 区分 6	561 単位	(1) 区分 6	584 単位
(2) 区分 5	444 単位	(2) 区分 5	467 単位
(3) 区分 4	365 単位	(3) 区分 4	387 単位
(4) 区分 3	299 単位	(4) 区分 3	301 単位
(5) 区分 2	210 単位	(5) 区分 2	211 単位
(6) 区分 1 以下	181 単位	(6) 区分 1 以下	182 単位
ニ 共同生活援助サービス費 (IV)		ニ 共同生活援助サービス費 (IV)	

56

(1) 区分 6	675 単位	(1) 区分 6	699 単位
(2) 区分 5	558 単位	(2) 区分 5	582 単位
(3) 区分 4	479 単位	(3) 区分 4	502 単位
(4) 区分 3	413 単位	(4) 区分 3	415 単位
(5) 区分 2	324 単位	(5) 区分 2	326 単位
(6) 区分 1 以下	287 単位	(6) 区分 1 以下	289 単位
ホ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費	142 単位	ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例	
ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例		(1) 4 : 1 の場合	
(1) 4 : 1 の場合		(一) 区分 6	444 単位
(一) 区分 6	434 単位	(二) 区分 5	398 単位
(二) 区分 5	388 単位	(三) 区分 4	365 単位
(三) 区分 4	356 単位	(2) 5 : 1 の場合	
(2) 5 : 1 の場合		(一) 区分 6	393 単位
(一) 区分 6	383 単位	(二) 区分 5	347 単位
(二) 区分 5	337 単位	(三) 区分 4	314 単位
(三) 区分 4	305 単位	(3) 6 : 1 の場合	
(3) 6 : 1 の場合		(一) 区分 6	360 単位
(一) 区分 6	350 単位	(二) 区分 5	313 単位
(二) 区分 5	304 単位	(三) 区分 4	281 単位
(三) 区分 4	272 単位	2 外部サービス利用型共同生活援助	
2 外部サービス利用型共同生活援助		イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅰ)	259 単位
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅰ)	257 単位	ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅱ)	212 単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅱ)	211 単位	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅲ)	182 単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅲ)	181 単位		

57

ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅳ)	120 単位	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅳ)	121 単位
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅴ)	287 単位	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅴ)	289 単位
3 受託居宅介護サービス費		3 受託居宅介護サービス費	
(1) 所要時間 15 分未満の場合	99 単位	(1) 所要時間 15 分未満の場合	95 単位
(2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	199 単位	(2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	191 単位
(3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合	271 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 90 単位を加算した単位数	(3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合	260 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	580 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 37 単位を加算した単位数	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	557 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数
●訓練系・就労系サービス		●訓練系・就労系サービス	
第 1 自立訓練 (機能訓練)		第 1 自立訓練 (機能訓練)	
機能訓練サービス費 (1 日につき)		機能訓練サービス費 (1 日につき)	
イ 機能訓練サービス費 (Ⅰ)		イ 機能訓練サービス費 (Ⅰ)	
(1) 利用定員が 20 人以下	784 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	787 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	701 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	704 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	666 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	669 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	638 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	641 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	601 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	604 単位
ロ 機能訓練サービス費 (Ⅱ)		ロ 機能訓練サービス費 (Ⅱ)	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	255 単位	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	245 単位
(2) 所要時間 1 時間以上の場合	587 単位	(2) 所要時間 1 時間以上の場合	564 単位

58

(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	753 単位	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	724 単位
ハ 基準該当機能訓練サービス費	784 単位	ハ 基準該当機能訓練サービス費	787 単位
第2 自立訓練（生活訓練）		第2 自立訓練（生活訓練）	
生活訓練サービス費（1日につき）		生活訓練サービス費（1日につき）	
イ 生活訓練サービス費（Ⅰ）		イ 生活訓練サービス費（Ⅰ）	
(1) 利用定員が20人以下	748 単位	(1) 利用定員が20人以下	751 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	667 単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下	670 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	634 単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下	637 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	609 単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下	612 単位
(5) 利用定員が81人以上	572 単位	(5) 利用定員が81人以上	575 単位
ロ 生活訓練サービス費（Ⅱ）		ロ 生活訓練サービス費（Ⅱ）	
(1) 所要時間1時間未満の場合	255 単位	(1) 所要時間1時間未満の場合	245 単位
(2) 所要時間1時間以上の場合	587 単位	(2) 所要時間1時間以上の場合	564 単位
ハ 生活訓練サービス費（Ⅲ）		ハ 生活訓練サービス費（Ⅲ）	
(1) 利用期間が2年間以内の場合	270 単位	(1) 利用期間が2年間以内の場合	271 単位
(2) 利用期間が2年間を超える場合	162 単位	(2) 利用期間が2年間を超える場合	163 単位
ニ 生活訓練サービス費（Ⅳ）		ニ 生活訓練サービス費（Ⅳ）	
(1) 利用期間が3年間以内の場合	270 単位	(1) 利用期間が3年間以内の場合	271 単位
(2) 利用期間が3年間を超える場合	162 単位	(2) 利用期間が3年間を超える場合	163 単位
ホ 基準該当生活訓練サービス費	748 単位	ホ 基準該当生活訓練サービス費	751 単位
第3 就労移行支援		第3 就労移行支援	
就労移行支援サービス費（1日につき）		就労移行支援サービス費（1日につき）	

59

イ 就労移行支援サービス費（Ⅰ）		イ 就労移行支援サービス費（Ⅰ）	
(1) 利用定員が20人以下	839 単位	(1) 利用定員が20人以下	804 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	747 単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下	711 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	716 単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下	679 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	672 単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下	634 単位
(5) 利用定員が81人以上	635 単位	(5) 利用定員が81人以上	595 単位
ロ 就労移行支援サービス費（Ⅱ）		ロ 就労移行支援サービス費（Ⅱ）	
(1) 利用定員が20人以下	522 単位	(1) 利用定員が20人以下	524 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	465 単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下	467 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	435 単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下	437 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	424 単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下	426 単位
(5) 利用定員が81人以上	410 単位	(5) 利用定員が81人以上	412 単位
第4 就労継続支援A型		第4 就労継続支援A型	
就労継続支援A型サービス費（1日につき）		就労継続支援A型サービス費（1日につき）	
イ 就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）		イ 就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）	
(1) 利用定員が20人以下	589 単位	(1) 利用定員が20人以下	584 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	526 単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下	519 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	494 単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下	487 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	485 単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下	478 単位
(5) 利用定員が81人以上	469 単位	(5) 利用定員が81人以上	462 単位
ロ 就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）		ロ 就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）	
(1) 利用定員が20人以下	538 単位	(1) 利用定員が20人以下	532 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	481 単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下	474 単位

60

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	447 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	440 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	438 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	431 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	423 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	416 単位
第 5 就労継続支援 B 型		第 5 就労継続支援 B 型	
就労継続支援 B 型サービス費（1 日につき）		就労継続支援 B 型サービス費（1 日につき）	
イ 就労継続支援 B 型サービス費（Ⅰ）		イ 就労継続支援 B 型サービス費（Ⅰ）	
(1) 利用定員が 20 人以下	589 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	584 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	526 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	519 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	494 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	487 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	485 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	478 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	469 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	462 単位
ロ 就労継続支援 B 型サービス費（Ⅱ）		ロ 就労継続支援 B 型サービス費（Ⅱ）	
(1) 利用定員が 20 人以下	538 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	532 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	481 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	474 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	447 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	440 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	438 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	431 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	423 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	416 単位
●相談系サービス		●相談系サービス	
第 1 計画相談支援費		第 1 計画相談支援費	
イ サービス利用支援費	1,606 単位	イ サービス利用支援費	1,611 単位
ロ 継続サービス利用支援費	1,306 単位	ロ 継続サービス利用支援費	1,310 単位
注 1) 居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）	703 単位	注 1) 居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）	705 単位

61

注 2) 居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）	1,004 単位	注 2) 居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）	1,007 単位
注 3) 介護予防支援費重複減算	112 単位	注 3) 介護予防支援費重複減算	112 単位
第 2 障害児相談支援費		第 2 障害児相談支援費	
イ 障害児支援利用援助費	1,606 単位	イ 障害児支援利用援助費	1,611 単位
ロ 継続障害児支援利用援助費	1,306 単位	ロ 継続障害児支援利用援助費	1,310 単位
第 3 地域移行支援		第 3 地域移行支援	
地域移行支援サービス費	2,313 単位	地域移行支援サービス費	2,323 単位
第 4 地域定着支援		第 4 地域定着支援	
地域定着支援サービス費		地域定着支援サービス費	
イ 体制確保費	301 単位	イ 体制確保費	302 単位
ロ 緊急時支援費	703 単位	ロ 緊急時支援費	705 単位
●障害児通所系サービス		●障害児通所系サービス	
第 1 児童発達支援		第 1 児童発達支援	
児童発達支援給付費（1 日につき）		児童発達支援給付費（1 日につき）	
イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）		イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）	
(1) 利用定員が 30 人以下の場合	972 単位	(1) 利用定員が 30 人以下の場合	976 単位
(2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	913 単位	(2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	917 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	854 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	858 単位
(4) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	797 単位	(4) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	800 単位

62

⑤ 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	776 単位	⑤ 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	779 単位
⑥ 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	756 単位	⑥ 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	759 単位
⑦ 利用定員が 81 人以上の場合	734 単位	⑦ 利用定員が 81 人以上の場合	737 単位
ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合		ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が 20 人以下の場合	1,215 単位	(1) 利用定員が 20 人以下の場合	1,220 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	1,069 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	1,073 単位
(3) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	983 単位	(3) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	987 単位
(4) 利用定員が 41 人以上の場合	896 単位	(4) 利用定員が 41 人以上の場合	900 単位
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合		ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が 15 人以下の場合	1,147 単位	(1) 利用定員が 15 人以下の場合	1,152 単位
(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合	870 単位	(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合	874 単位
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	795 単位	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	798 単位
ニ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）		ニ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(1) 利用定員が 10 人以下の場合	622 単位	(1) 利用定員が 10 人以下の場合	620 単位
(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	455 単位	(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	453 単位
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	366 単位	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	364 単位
ホ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合		ホ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	

63

(1) 利用定員が 5 人の場合	1,599 単位	(1) 利用定員が 5 人の場合	1,608 単位
		(2) 利用定員が 6 人の場合	1,347 単位
		(3) 利用定員が 7 人の場合	1,160 単位
		(4) 利用定員が 8 人の場合	1,020 単位
		(5) 利用定員が 9 人の場合	911 単位
(2) 利用定員が 6 人以上 10 人以下の場合	819 単位	(6) 利用定員が 10 人の場合	824 単位
(3) 利用定員が 11 人以上の場合	694 単位	(7) 利用定員が 11 人以上の場合	699 単位
第 2 医療型児童発達支援 医療型児童発達支援給付費（1 日につき）		第 2 医療型児童発達支援 医療型児童発達支援給付費（1 日につき）	
イ 肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	332 単位	イ 肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	333 単位
ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	443 単位	ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	445 単位
第 3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1 日につき）		第 3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1 日につき）	
イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）		イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）	
(1) 授業の終了後に行う場合		(1) 授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	482 単位	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	473 単位
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	362 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	355 単位
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	281 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	276 単位

64

② 休業日に行う場合		② 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	622 単位	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	611 単位
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	455 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	447 単位
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	366 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	359 単位
ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合		ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
① 授業の終了後に行う場合		① 授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合	1,320 単位	(一) 利用定員が 5 人の場合	1,329 単位
		(二) 利用定員が 6 人の場合	1,112 単位
		(三) 利用定員が 7 人の場合	958 単位
		(四) 利用定員が 8 人の場合	842 単位
		(五) 利用定員が 9 人の場合	751 単位
(二) 利用定員が 6 人以上 10 人以下の場合	675 単位	(六) 利用定員が 10 人の場合	679 単位
(三) 利用定員が 11 人以上の場合	573 単位	(七) 利用定員が 11 人以上の場合	577 単位
② 休業日に行う場合		② 休業日に行う場合	
(一) 利用定員が 5 人の場合	1,600 単位	(一) 利用定員が 5 人の場合	1,608 単位
		(二) 利用定員が 6 人の場合	1,347 単位
		(三) 利用定員が 7 人の場合	1,160 単位
		(四) 利用定員が 8 人の場合	1,020 単位
(二) 利用定員が 6 人以上 10 人以下の場合	820 単位	(五) 利用定員が 9 人の場合	911 単位
(三) 利用定員が 11 人以上の場合	695 単位	(六) 利用定員が 10 人の場合	824 単位
		(七) 利用定員が 11 人以上の場合	699 単位
第 4 保育所等訪問支援		第 4 保育所等訪問支援	

65

保育所等訪問支援給付費（1日につき）	912 単位	保育所等訪問支援給付費（1日につき）	916 単位
●障害児入所系サービス		●障害児入所系サービス	
第 1 福祉型障害児入所施設		第 1 福祉型障害児入所施設	
福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）		福祉型障害児入所施設給付費（1日につき）	
イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人以上 9 人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	737 単位	(1) 入所定員が 5 人以上 9 人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	740 単位
(2) 入所定員が 10 人の場合		(2) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	625 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	628 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,444 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,451 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	737 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	740 単位
(3) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合		(3) 入所定員が 11 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	541 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	543 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	950 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	954 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	737 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	740 単位

66

(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	737 単位	(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	727 単位
(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	619 単位	(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	611 単位
(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	557 単位	(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	550 単位
(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	539 単位	(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	532 単位
(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	521 単位	(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	514 単位
(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	503 単位	(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	496 単位
(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	486 単位	(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	480 単位
(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	467 単位	(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	461 単位
(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	465 単位	(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	459 単位
(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	464 単位	(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	458 単位
(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	462 単位	(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	456 単位
(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	460 単位	(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	454 単位
(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	458 単位	(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	452 単位
(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	454 単位	(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	448 単位
(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	451 単位	(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	445 単位
(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	447 単位	(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	441 単位
(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	444 単位	(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	438 単位
(21) 入所定員が 191 人以上の場合	441 単位	(21) 入所定員が 191 人以上の場合	435 単位
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする 児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支 援を 行う場合		ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする 児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支 援を 行う場合	
(1) 入所定員が 30 人以下の場合	732 単位	(1) 入所定員が 30 人以下の場合	735 単位
(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	675 単位	(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	678 単位

67

(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	647 単位	(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	650 単位
(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	622 単位	(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	625 単位
(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	595 単位	(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	598 単位
(6) 入所定員が 71 人以上の場合	568 単位	(6) 入所定員が 71 人以上の場合	571 単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定 入所支援を行う場合		ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定 入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	891 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	895 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	607 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	610 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	607 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき	610 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,436 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,443 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	

68

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	504 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	506 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,058 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,063 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
⑤ 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		⑤ 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	462 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	464 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	877 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	881 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
⑥ 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		⑥ 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	431 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	433 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	801 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	805 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
⑦ 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		⑦ 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	402 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	404 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	

69

	676 単位		679 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
⑧ 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。⑨から⑮までにおいて同じ。）	601 単位	⑧ 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。⑨から⑮までにおいて同じ。）	604 単位
⑨ 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	556 単位	⑨ 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	559 単位
⑩ 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	493 単位	⑩ 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	495 単位
⑪ 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	479 単位	⑪ 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	481 単位
⑫ 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	464 単位	⑫ 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	466 単位
⑬ 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	448 単位	⑬ 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	450 単位
⑭ 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	433 単位	⑭ 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	435 単位
⑮ 入所定員が 91 人以上の場合	417 単位	⑮ 入所定員が 91 人以上の場合	419 単位
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(i) 入所定員が 5 人の場合		(i) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	895 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	672 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	626 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	629 単位

70

(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位
(3) 入所定員が 10 人の場合	(3) 入所定員が 10 人の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 626 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 629 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,426 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,433 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 505 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 507 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,050 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,055 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 465 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 467 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 875 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 879 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合

71

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 428 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 430 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 756 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 759 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 405 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 407 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 672 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 675 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。） 598 単位	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。） 601 単位
(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合 553 単位	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合 556 単位
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 490 単位	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 492 単位
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 476 単位	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 478 単位
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 462 単位	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 464 単位
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 446 単位	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 448 単位
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 431 単位	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 433 単位
(15) 入所定員が 91 人以上の場合 416 単位	(15) 入所定員が 91 人以上の場合 418 単位

72

ホ 主として肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ホ 主として肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	712 単位	(1) 入所定員が50人以下の場合	715 単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	703 単位	(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	706 単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	691 単位	(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	694 単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	678 単位	(4) 入所定員が71人以上の場合	681 単位
第2 医療型障害児入所施設 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）		第2 医療型障害児入所施設 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）	
イ 指定医療型障害児入所施設の場合		イ 指定医療型障害児入所施設の場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	321 単位	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	323 単位
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	147 単位	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	148 単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	875 単位	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	880 単位
		ロ 指定医療型障害児入所施設で短期有目的の支援を行う場合	
		(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
		(一) 90日目まで	355 単位
		(二) 91日目以降180日目まで	323 単位
		(三) 181日目以降	291 単位
		(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
		(一) 90日目まで	163 単位

73

		(二) 91日目以降180日目まで	148 単位
		(三) 181日目以降	133 単位
		(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
		(一) 90日目まで	968 単位
		(二) 91日目以降180日目まで	880 単位
		(三) 181日目以降	792 単位
ロ 指定発達支援医療機関の場合		ハ 指定発達支援医療機関の場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	123 単位	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	124 単位
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	875 単位	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	880 単位
		ニ 指定発達支援医療機関で主として肢体不自由児に対し短期有目的の支援を行う場合	
		(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
		(一) 90日目まで	136 単位
		(二) 91日目以降180日目まで	124 単位
		(三) 181日目以降	112 単位
		(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
		(一) 90日目まで	968 単位
		(二) 91日目以降180日目まで	880 単位
		(三) 181日目以降	792 単位

74

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成 2 7 年 3 月 6 日(金)

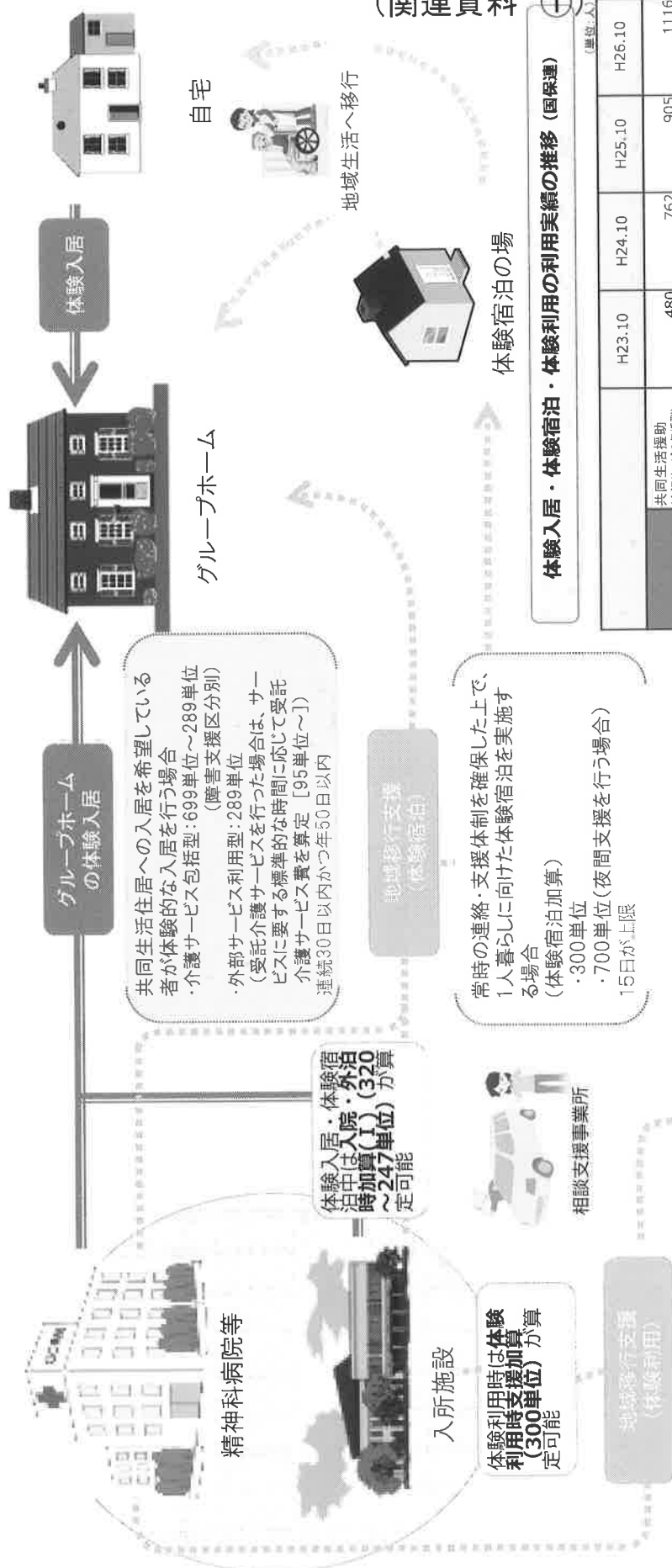
社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課／地域生活支援推進室
／障害児・発達障害者支援室

(2 ／ 2 冊)

施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

※ 一部の単位数等はH27.4～の予定

施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられることから、**入所・入居中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や体験宿泊、障害福祉サービスの体験利用を促進。**また、グループホームの体験入居については、家族と同居しながら自宅で生活する障害者も利用可能。



(関連資料)

体験入居・体験宿泊・体験利用の利用実績の推移 (国保連)

	H23.10	H24.10	H25.10	H26.10
体験入居				
共同生活援助 (介護サービス包括型) ※H25以前はBGH	480	762	905	1116
外部サービス利用型共同生活援助 ※H25以前はBGH	190	225	285	138
障害福祉サービスの体験利用	-	53	55	40
体験宿泊	-	36	25	31
体験宿泊 (夜間支援を行う場合)	-	15	31	33

グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月～(既設※1)平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
【入所施設(障害児・重度障害者)、グループホーム(重度)】 ※消防法施行令第1(6)項関係 ①障害児施設(入所) ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。)	275㎡以上	全ての施設 ※2を除く。	全ての施設	全ての施設	★平成27年4月から基準を変更 消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基準を変更	
【上記以外(通所施設等)】 ※消防法施行令第1(6)項関係 ①障害児施設(通所) ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。) ③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)	6000㎡以上 (平屋建てを除く)	3000㎡以上	利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が300㎡以上のもの	500㎡以上		

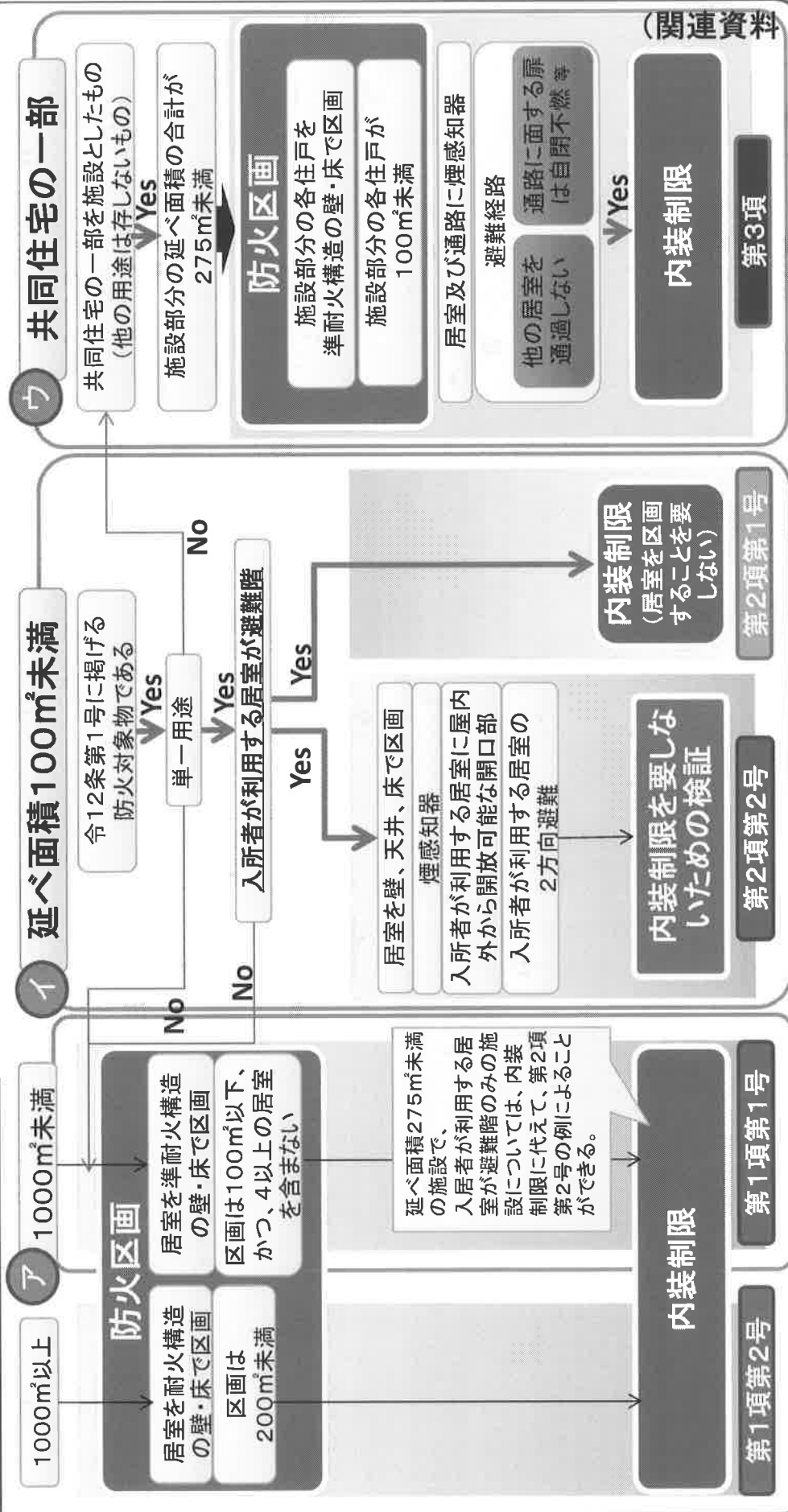
- ※1 既存のグループホーム(新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む)については、平成30年3月末までの猶予期間あり。
- ※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの
- ※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙)

(関連資料 ②)

スプリンクラー設備の設置基準の見直し

スプリンクラー設備の設置を要しない構造

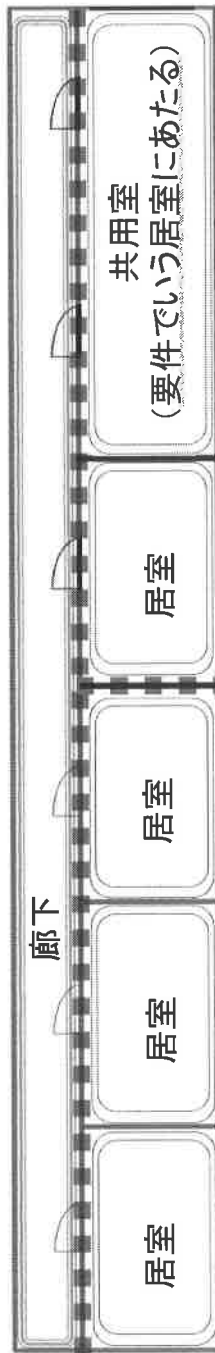
改正消防法施行規則第12条の2



いずれにも該当しないものはスプリンクラー設備を設置

ア 現行の消防法施行規則第12条の2「第1項第1号」(1000㎡未満)の構造

- 構造要件(消防法施行規則第12条の2(施設面積1000㎡未満の場合))
- 準耐火構造の防火区画を形成すること(図 ■ ■ ■線)
 - 防火区画は100㎡以下で4以上の居室を含まないこと
 - 内装(避難経路は「**準不燃材料**」その他の部分(居室を含む)は「**難燃材料**」)
 - 扉は防火設備で自動的に閉鎖すること



例1)
平面

他の用途	居室	他の用途	居室	居室	階段
居室	居室	他の用途	居室	他の用途	階段
他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	
他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	他の用途	

例2)
立面

内装不燃化の部分



新たにスプリンクラー設備設置対象となる「100㎡以上(275㎡未満)」及び「100㎡未満かつ単体用途以外」でスプリンクラー設備を設置しない場合には、防火区画を設置する必要がある。

改正案消防法施行規則第12条の2「第2項第1号、第2号」(100㎡未満)の構造

第2項
柱書

- 100㎡未満であること
 ○入所者が利用する居室が避難階のみ
 ○単一用途

平屋建

1F(避難階)	居室	居室	共用室	従業員室
平屋建以外(傾斜地)	居室	居室	居室	2F(避難階)
1F(避難階)	共用室	従業員室		

防火区画を要さない+居室(共用室を含む)の数を問わない

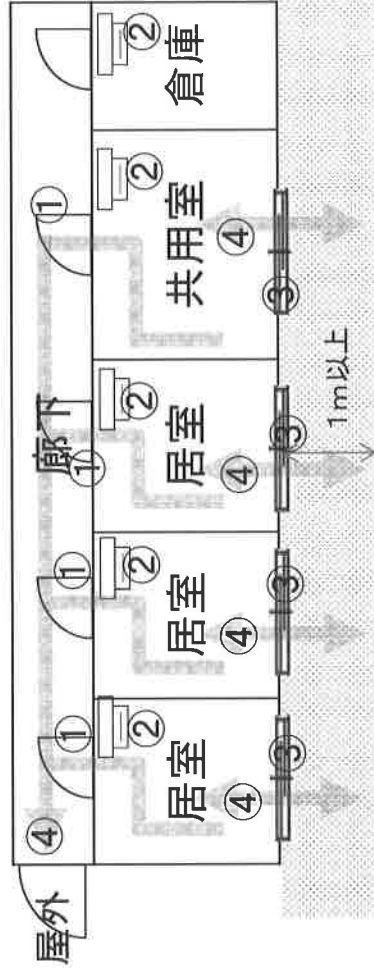
I 内装不燃化

- 避難経路を準不燃材料
 ○その他の部分を難燃材料

第2項
第1号

II 内装不燃化を要しない

- ①居室区画(扉は自動閉鎖)
 ②煙感知器
 ③各居室の開口部
 ・屋内外から容易に開放
 ・幅員1メートル以上の空地に面する
 ・避難できる大きさ等
 ④2方向避難が確保されている
 ⑤火災の影響の少ない時間内に
 屋外へ避難できること

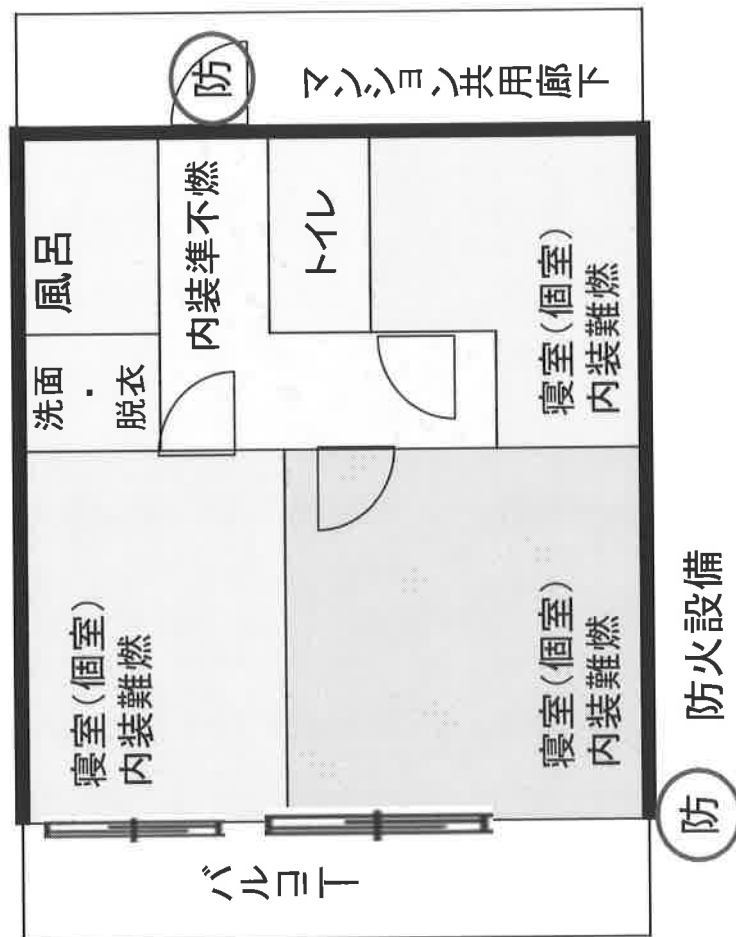
第2項
第2号

「避難階」、「火災の影響の少ない時間内に屋外へ避難できること」の各要件については、個別の防火対象物の状況に応じて消防法施行令第32条を適用することができるのではないかな。

ウ 改正消防法施行規則第12条の2第3項の構造

共同住宅の住戸を令別表第1(6)項口の用途に供する場合において、(6)項口の用途に供する住戸全体の延べ面積が275㎡未満のものうち、次の第1号から第7号までに定めるところにより区画を設けたものには、スプリンクラー設備の設置を要しない

- 一 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画すること。
- 二 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができ、廊下に面していること。
- 三 二の主たる出入口には、防火戸等を設けたものであること。
- 四 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、二の廊下に通ずる通路には準不燃材料で、その他の部分には難燃材料としたものであること。
- 五 二の廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたものであること。
- 六 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。
- 七 令別表第1(6)項口の用途に供する各住戸の床の面積が100㎡以下であること。



消 防 予 第 118 号
平成 26 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について (通知)

「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」(平成 25 年 12 月 27 日付け消防予第 492 号)、「消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について」(平成 26 年 3 月 26 日付け消防予第 101 号)及び「入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件等の公布について」(平成 26 年 3 月 28 日付け消防予第 110 号)により、消防法施行令の一部を改正する政令(平成 25 年政令第 368 号、以下「改正政令」という。)等及び消防法施行規則の一部を改正する省令(平成 26 年総務省令第 19 号)等の公布について通知したところですが、改正後の消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。)及び消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。)等の運用に当たっては、下記事項にご留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであること、また、本通知の 2 の内容は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び厚生労働省社会・援護局保護課と協議済みであることを申し添えます。

記

1 スプリンクラー設備設置対象に関する事項(規則第 12 条の 2 関係)

令第 12 条第 1 項第 1 号の火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造については、次のとおりであること。

- (1) 規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号ロただし書に規定する「居室(もつぱら当該施設の職員が使用することとされているものを除く。)」については、居室のうち、職員が使用するための事務室、会議室などを除くものであること。
- (2) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する「区画」とは、壁及び天井等により

構成されるものをいい、襖、障子、カーテン又はパーティション等により間仕切りされるものはこれにあたらぬものであること。

- (3) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する「避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間」については、設計図書や事業計画等により算出するものであり、算出時間を実地にて計測することを求めるものではないこと。
- (4) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロに規定する「屋内及び屋外から容易に開放することができる開口部」については、屋内から直接地上へ通ずる窓、扉その他の開口部で、屋外からの鍵の使用や自動火災報知設備との連動により解錠するもの等破壊せずに解錠することを想定していること。
- (5) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ニに規定する「入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでない」開口部については、いわゆる「掃き出し窓」を想定しているものであるが、その幅、高さ及び下端の床面からの高さについては、当該居室の入居者の避難に際して器具を使用する場合などを勘案し、避難、救出が容易である大きさ、構造の開口部をいうものであること。
- (6) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ホに規定する「2 以上の異なった避難経路」については、当該防火対象物の廊下や玄関、勝手口を経て屋外へ到達することができる経路と規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロにより設けられた開口部を介して屋外へ到達することができる経路をいうものであること。
- (7) 規則第 12 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する「直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下」については、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成 17 年消防庁告示第 3 号）第 4 (4) に定める廊下等をいうものであること。

2 障害者施設等のスプリンクラー設備設置対象に関する事項（令第 12 条及び規則第 12 条の 3 関係）

令別表第 1（6）項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物のスプリンクラー設備設置対象については、1 による他、次のとおりであること。

- (1) 障害者支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 8 項に規定する短期入所若しくは同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う施設（平成 26 年 3 月 31 日までは、同条第 10 項若しくは第 16 項に規定する共同生活介護若しくは共同生活援助を行う施設）にあっては、障害者総合支援法第 4 条第 4 項に定める障害支援区分（平成 26 年 3 月 31 日までは、障害程度区分。以下「障害支援区分」という。）が 4 以上の者が概ね 8 割を超える施設が令別表第 1（6）項ロとして取扱われることは、従前から変わるものではないが、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令（平成 26 年 1 月 23 日公布。厚生労働省令第 5 号。）による障害支援区分の

取扱いに変更があることから、留意されたいこと。

なお、令別表第1（6）項の用途区分の取扱いについては、消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（平成26年3月14日付け消防予第81号）2（1）に留意されたいこと。

- (2) 令第12条第1項第1号ロに規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」とは、規則第5条第5項に該当する者（障害支援区分が4以上の者）であって、規則第12条の3第1号から第6号までのいずれかに該当する者の数が、利用者の概ね8割を超える施設を規定するものであり、該当する防火対象物についてはスプリンクラー設備の設置を要するものであること。
- (3) 障害者施設等に入居若しくは入所又は宿泊している障害者等の規則第12条の3各号に掲げる認定調査項目の確認は、入居者又はその委任を受けた者が市町村へ開示請求し、消防機関が施設関係者に提出を求めることにより行うことを想定していること。
- (4) 障害支援区分の設定がない障害児入所施設及び救護施設における「介助がなければ避難できない者」に該当するかどうかの判断については、次により取り扱うこと。

ア 障害児入所施設

(ア) 認定調査項目に代わる判断基準

「学齢期以上で、介助なしで通学又は日中活動支援への参加等のための外出ができているかどうか」の判断基準により確認すること。

(イ) 確認の流れ

都道府県は、児童福祉法に基づき施設の設置認可（報酬支払いに関する指定）及び指導監督の権限を持ち、指定基準や消防法令に定める防火基準を遵守させる業務を行うこととなっていることから、「避難の困難性」の内容を確認することとなる。都道府県により確認される事項のうち、各施設の介助がなければ避難できない児童数に関する情報を消防機関が施設関係者に確認することにより、スプリンクラー設備の設置義務の有無を判断することを想定していること。

なお、大都市特例により、指定都市及び児童相談所設置市においても、認可、指定及び指導監督等の業務を行うこととなっていることから、同様の想定をしていること。

(ウ) 留意事項

(イ)の確認は、すべての入所児童に対して行わなければならないものではなく、介助がなければ避難できない者が施設の利用者の8割未満であるという基準に沿って、スプリンクラー設備の設置を要しないということを証明するのに必要な人数の確認で足りるものであること。

イ 救護施設

(ア) 原則として、障害支援区分の認定を受け、認定調査項目により確認すること。

(イ) (ア)によらない場合にあっても、都道府県は、生活保護法に基づき施設の設置認可及び指導監督の権限を持ち、保護施設の基準や消防法令に定める防火基準を遵守させる業務を行うこととなっていることから、「避難の困難性」の内容を確認することとなる。都道府県により確認される事項のうち、各施設の介助がなければ避難できない者の人数に関する情報を消防機関が施設関係者に確認することにより、スプリンクラー設備の設置義務の有無を判断することを想定していること。

なお、大都市特例により、指定都市及び中核市においても、認可及び指導監督等の業務を行うこととなっていることから、同様の想定をしていること。

(5) 共同生活援助のサテライト型住居の取扱い

共同生活援助のサテライト型住居（※）については、本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、利用者がマンション等の一室に単身で居住する形態として、平成 26 年 4 月に創設されるものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、令別表第 1（5）項口として取扱われるものと考えられること。

今後、制度施行後のサテライト型住居の入居形態の実態等を踏まえた上で、実態に則した消防法令上の取扱いを通知するものであること。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）第 210 条第 2 項に規定するサテライト型住居をいう。

(6) 居宅生活訓練事業を行う居宅の取扱い

居宅生活訓練事業は、救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とされ、対象者も居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、各居宅の実態に応じて、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあっては、令別表第 1（5）項口として取扱うことが適当と考えられるものであること。

(7) 利用者の入れ替わり、障害支援区分の変更や期限が切れている等の事情により令別表第 1 の用途又は(2)に該当するかどうか定まらない場合には、福祉部局と連携の上、施設関係者から利用者の状況に関する資料の提示を求める等により、定常的な状態として前年度実績等の一定期間の利用者の状況を確認するなど、施

設の状況を十分に確認し対応すること。

3 「入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件」(平成 26 年消防庁告示第 4 号。以下「避難告示」という。) 関係

(1) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ホに規定する避難経路については、各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定して算定するものであること。

(2) 避難告示第 2 については、次の手順により算定すること。

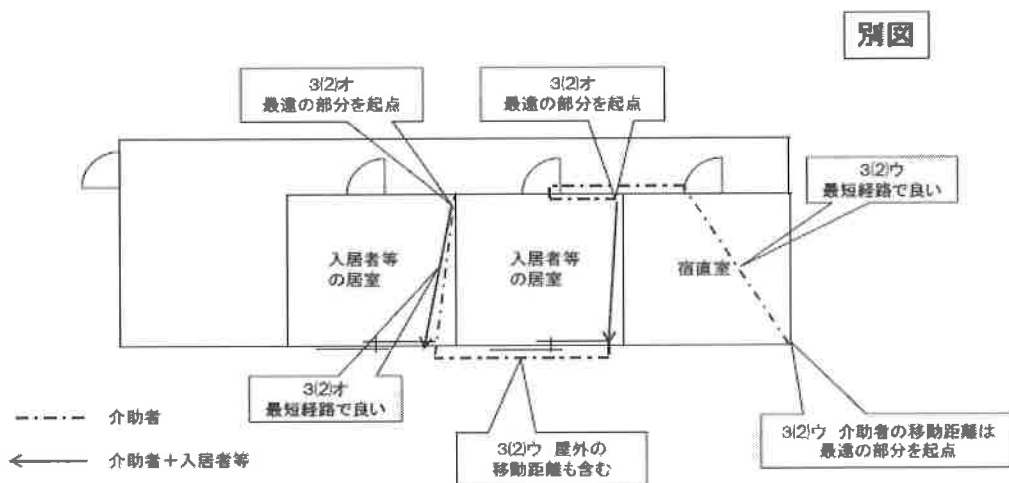
ア 算定上の介助者は 1 人として、施設内の全入居者等が避難に要する時間を算定するものであり、実際の職員数とは異なるものであっても差し支えないものであること。

イ 介助者は、事務室、宿直室又は当直室等もっぱら当該施設の職員が使用することとされている居室のうち、最も滞在時間が長い居室を起点とした移動距離について算定すること。

ウ 避難告示第 2 第 2 号(1)の介助者の移動距離については、イの居室内の最遠の部分を起点とし、起点からの経路にあっては最短経路とすること。また、入居者等を屋外まで介助して避難させた後、他の入居者等の居室へ至る経路のうち、屋外を移動する距離についても含むものであること。(別図参照)

エ 避難告示第 2 第 2 号(2)の「介助用具」とは、車いすその他の避難の際にベット等から移乗を要する用具をいうものであること。

オ 避難告示第 2 第 2 号(3)の居室から入居者等を介助して避難する移動距離については、避難経路となる当該居室の出入口又は規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロの開口部から最遠の部分を起点とし、起点からの経路にあっては最短経路とすること。(別図参照)



4 自動火災報知設備の設置基準関係 (令第 21 条関係)

(1) 「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」とは、夜間において利用者が就寝

を伴う用途における火災危険に着目したものであり、入院や入所を含むものであること。

なお、利用者に対して日中に行っている役務（治療や保育等）が夜間を通して行われるのみで宿泊を伴わないものについては、原則として該当しないものであること。

- (2) 令第 21 条第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物のうち、令別表第 1（5）項イ並びに（6）項イ及びハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に掲げる防火対象物で、次のアからウまでのすべてに適合するものにあつては、令第 32 条を適用して、自動火災報知設備を設置しないことを認めて差し支えないものであること。

ア 延べ面積が 300 m²未満のものであること。

イ 改正政令の施行の際に特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項第 2 号イ及びロに規定する部分すべてに、現に住宅用防災警報器（連動型であり、かつ、規則第 23 条第 4 項第 1 号ニに掲げる場所を除き煙式であるものに限る。）が設置されているものであること。

ウ 現に設置されている住宅用防災警報器は、交換期限（自動試験機能付きのものについては、機能の異常の表示がされるまでの期間と製造年から 10 年間のいずれか短い期間とする。）を超えていないものであること。

5 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準関係（規則第 25 条関係）

- (1) 起動方法については、感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動起動するものであること。

- (2) 複合用途防火対象物のうち、令別表第 1（6）項ロが存するものについては、令別表第 1（6）項ロ部分を含む防火対象物全体の火災信号からの連動を原則とすること。

なお、令別表第 1（6）項ロ部分と他の用途が明確に区分されているものであり、令別表第 1（6）項ロ部分の火災信号からの連動とすることで早期の通報体制に支障がないと認められるものについては、令第 32 条を適用し、当該部分からの連動として差し支えないものであること。

- (3) 自動火災報知設備には、次のいずれかにより非火災報対策を講じることが望ましいこと。

ア 蓄積式の感知器、中継器又は受信機の設置

イ 二信号式の受信機の設置

ウ 蓄積付加装置の設置

エ 設置場所の環境状態に適応する感知器の設置

- (4) 規則第 25 条第 3 項第 4 号ただし書中の「防災センター」とは、総合操作盤そ

の他これに類する設備により防火対象物の消防用設備等の監視、操作等を行う場所であって、常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されているものをいうものであること。

なお、当該防災センターに類するもので、同等の通報体制が講じられていると認められるものにあつては、令第 32 条を適用し、「防災センター」と取り扱って差し支えないものであること。

(5) 連動に係る配線工事については、甲種第 4 類の消防設備士が行うものであること。

(6) その他火災通報装置との連動に関する留意事項については、当面の間、「火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について」（平成 8 年 8 月 19 日付け消防予第 164 号）別添 2「火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の留意事項」によること。

なお、連動停止スイッチを別箱で設置する場合の電源は、受信機から供給することを原則とするが、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設けないもの等受信機から電源供給ができない場合にあっては、火災通報装置から供給することで差し支えないものであること。

(7) 連動起動による通報の信頼性を確保するため、非火災報防止対策及び自動火災報知設備の作動時の対応が適正に行われるよう、次の事項について関係者に周知すること。

ア 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟させておく必要があること。

イ 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。

ウ 自衛消防訓練等を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。

エ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

(8) 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直しに伴い、「火災通報装置の基準（平成 8 年消防庁告示第 1 号）」、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第 4 号）」及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）」については、追って改正することを予定していること。

6 その他

(1) 上記 2 の運用上の疑義については、引き続き関係省庁や関係団体と意見交換等を行うものであること。

- (2) スプリンクラー設備設置に係る令第 32 条適用の判断基準については、別途通知する予定であること。

消防庁予防課設備係
担当：守谷、鈴木、北野
 河口、尾上
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

消防予第101号
平成26年3月26日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長

消防法施行規則の一部を改正する省令の公布について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第19号。以下「改正規則」という。）が平成26年3月26日に公布されました。

今回の改正は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「改正令」という。）による消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）の改正に伴い、スプリンクラー設備を設置することを要しない構造について見直しを行うとともに、介助がなければ避難できない者について規定するほか、自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出等について所要の規定の見直しを行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

第一 改正規則に関する事項

1 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の見直しについて

- (1) 改正令により新たにスプリンクラー設備の設置が義務づけられる延べ面積275㎡未満の(6)項口に掲げる社会福祉施設等について、現行の延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設に係る規定を適用することとしたこと。ただし、延べ面積が275㎡未満のものうち、入居者等の居室が避難階のみに存するもので、改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条の2第2項第2号の要件を満たすものにあつては、この号に規定する内装制限を要しないこととしたこと。（規則第12条の2第1項第1号関係）
- (2) 令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物で延べ面積が100㎡未満の小規模な施設のうち、次の各号のいずれかに定める構造を有するものには、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしたこと。（規則第12条の2第2項関係）
 - 一 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通

- 路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたもの
- 二 居室を壁、床等で区画し、出入口に戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けた施設で、次のイからホまでの避難が容易な構造を有するもののうち、入所者等が避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により計算した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの
- イ 自動火災報知設備の感知器は、一部の例外を除き、煙感知器を用いること。
- ロ 居室に屋外及び屋内から容易に開放することができる開口部を設けること。
- ハ ロの開口部が道又は道に通ずる幅員 1 メートル以上の通路等に面していること。
- ニ ロの開口部の形状が、容易に避難することを妨げるものでないこと。
- ホ 居室から 2 以上の異なった避難経路を確保していること。
- (3) 共同住宅の住戸を令別表第 1 (6) 項ロの用途に供する場合において、(6) 項ロの用途に供する住戸全体の延べ面積が 275㎡未満のものうち、次の第 1 号から第 7 号までに定めるところにより区画を設けたものには、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしたこと。（規則第 12 条の 2 第 3 項関係）
- 一 令別表第 1 (6) 項ロの用途に供する各住戸を準耐火構造の壁及び床で区画すること。
- 二 令別表第 1 (6) 項ロの用途に供する各住戸の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること。
- 三 二の主たる出入口には、防火戸等を設けたものであること。
- 四 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、二の廊下に通ずる通路には準不燃材料で、その他の部分には難燃材料でしたものであることを。
- 五 二の廊下に通ずる通路を消防庁長官が定めるところにより設けたものであること。
- 六 居室及び通路に煙感知器を設けたものであること。
- 七 令別表第 1 (6) 項ロの用途に供する各住戸の床の面積が 100㎡以下であること。

2 介助がなければ避難できない者の規定について

令第 12 条第 1 項第 1 号ロに規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」は、乳児、幼児、並びに令別表第 1 (6) 項ロ(2)、(4)及び(5)に規定する施設に入所する者（同表(6)項ロ(5)に規定する施設に入所する者にあつては、同表(6)項ロ(5)に規定する避難が困難な障害者等に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者としたこと。（規則第 12 条の 3 関係）

- 一 認定調査項目（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号）別表第 1 に掲げる項目をいう。以下同じ。）3 の群「移乗」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必要」に該当しない者
- 二 認定調査項目 3 の群「移動」において、「支援が不要」又は「見守り等の支援が必

要」に該当しない者

三 認定調査項目 6 の群「危険の認識」において、「支援が不要」又は「部分的な支援が必要」に該当しない者

四 認定調査項目 6 の群「説明の理解」において、「理解できる」に該当しない者

五 認定調査項目 8 の群「多動・行動停止」において、「支援が不要」に該当しない者

六 認定調査項目 8 の群「不安定な行動」において、「支援が不要」に該当しない者

3 自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出の見直しについて

自主表示対象機械器具等の製造業者等が技術上の規格に適合する旨の表示を付そうとするときに、消防法に基づき、あらかじめ、総務大臣に届け出る事項について、自主表示対象機械器具等の種類が増えることを踏まえ、対象となる機械器具等が規格に適合することを確認する各試験が確実に実施されるよう、試験の結果並びに試験の実施に必要な検査内容及び検査設備に関する事項のうち消防庁長官が定めるものを届出事項とすることとしたこと。（規則第 4 4 条の 2 第 2 項第 2 号関係）

4 その他

屋外消火栓設備に関する基準の細目（圧力水槽を用いる加圧送水装置の圧力水槽の圧力の基準）について規定の整備を行ったこと。（規則第 2 2 条第 1 0 号ロ関係）

第二 その他

1 改正規則の施行期日

改正規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。ただし、第一 3 及び 4 に記載する自主表示対象機械器具等の製造業者等の届出の見直し等については、公布の日から施行することとしたこと。

2 今後の予定

改正規則の運用については、別途通知する予定であること。

消 防 予 第 105 号
平成 26 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

小規模社会福祉施設等に対する消防用設備等の技術上の基準の
特例の適用について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 19 号。以下「改正規則」という。）が公布されました。改正令による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 12 条第 1 項第 1 号により新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられる 275 m²未満の令別表第 1（6）項ロに掲げる防火対象物（以下「小規模社会福祉施設等」という。）について、個別の防火対象物の実態に応じて令第 32 条を適用し、スプリンクラー設備の設置を要しないこととする際の考え方について、下記のとおりとりまとめたので、参考としてください。

なお、共同住宅の一部を利用した小規模社会福祉施設等や小規模福祉施設等に適した自動消火装置の開発の状況等を踏まえつつ、必要に応じ令第 32 条の適用についての検討を行うこととしています。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いします。

記

1 入居者の利用に供する居室が避難階以外の階に存する場合に居室を防火区画することを要しない特例

改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和 36 年総務省令第 6 号。以下「規則」という。）第 12 条の 2 第 2 項本文で規定する構造と同等なものとして考えられる次の要件の全てに該当する小規模社会福祉施設等は、スプリンクラー設備を設置することを要しないと考えられること。

- (1) 延べ面積が 100 ㎡未満であること。
- (2) 令別表第 1 (16) 項イの一部でないこと。
- (3) もっぱら施設の職員が使用することとされている居室以外の居室（規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号ロただし書きに規定する居室をいう。以下「入居者居室」という。）が、全て避難階から数えた階数が 3 以上の階に存しないこと。ただし、堅穴区画が設置されているなど、下階の火煙の影響がないと認められる建築物にあっては、3 階に入居者居室が存する場合であっても(1)、(2)及び(4)から(7)までに掲げる要件を満たすことで同様に取扱うことができると考えられること。
- (4) 全ての寝室（入居者の寝室に限る。以下同じ。）において、地上又は一時避難場所（外気に開放されたバルコニー又はこれに類するものをいう。以下同じ。）への経路が次のア又はイの要件に該当すること。
 - ア 地上又は一時避難場所に直接出ることができる次の(7)及び(4)の構造要件を満たす開口部を有すること。
 - (7) 避難階にあっては規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロ及びニに規定する構造
 - (4) 避難階以外の階にあっては同号ニに規定する構造
 - イ どの居室から出火しても、入居者居室から火災室及び火災室に設けられた開口部（防火設備であるものを除く。）に面する通路を通過せず、避難階にあっては地上、避難階以外の階にあっては当該階の一時避難場所に至ることができるものであること。
- (5) 一時避難場所は、一定の広さを有し、救出まで火災の影響を受けずに留まることができる構造のものであること。3 階の寝室の一時避難場所は、直下階の窓を防火設備とするなど、救出活動の際に、下階の火災の影響を受けないものであること。
- (6) (4)の避難階における開口部及び避難階以外の階における一時避難場所は、救出のために必要な広さを有する空地等に面し、かつ、一時避難場所は、当該空地等の地盤面の階から数えた階数が 2 の高さ ((3)ただし書きの建築物にあっては階数が 3 で、救出に支障のない高さ) であること。
- (7) 内装は、規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号ロ本文の規定の例により仕上げたものであること。

2 入居者居室が避難階以外の階に存する場合に内装の仕上げを準不燃、難燃とすることを要しない特例

規則第 12 条の 2 第 2 項本文及び同項第 2 号で規定する構造と同等なものとして考えられる次に掲げる要件の全てに該当する小規模社会福祉施設等は、

スプリンクラー設備の設置を要しないと考えられること。この場合において、入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件（平成 26 年消防庁告示第 4 号。以下「避難時間算定方法等告示」という。）第二の「屋外」を「一時避難場所」と読み替えることが適当であること。また、一時避難場所が、隣接する一時避難場所と接続されている場合には、当該一時避難場所を介して隣接する居室の規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号ロの構造要件を満たす開口部へ至る距離を避難時間告示第 2 第 2 号（1）の介助者の「移動距離」として算定することができるものであること。

- (1) 1 (2)、(3)、(5)及び(6)の要件を満たすものであること。
- (2) 延べ面積が 100 m²以上のものにあつては、規則第 12 条の 2 第 1 項第 1 号イ、ハ、ニ及びホの規定の例により区画をしたものであること。
- (3) 全ての入居者居室は、1 (4)アを満たすものであること。
- (4) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号本文により居室を区画したものであること。
- (5) 規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号イ及びホを満たすものであること。この場合において、避難階以外の階における一時避難場所への避難経路は同号ホの避難経路の 1 つとして取り扱うことができるものであること。

3 避難限界時間の延伸

避難時間算定方法等告示第三第 2 号で規定する構造と同等なものとして、各居室に次の(1)及び(2)に掲げる要件に該当する開口部を設置した小規模社会福祉施設等は、同号に該当するものとして取り扱うことができると考えられること。

- (1) 各居室の天井又は壁の上部（天井から 80cm 以内の距離にある部分をいう。）の開口部の面積が、当該居室の面積の 50 分の 1 以上であること。
- (2) 開口部は、当該居室から出火した場合に容易かつ確実に開放できるもの（遠隔操作により開放できる等）であること。

4 小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について（平成 19 年 6 月 13 日付け消防予第 231 号。以下「231 号通知」という）の取扱い

231 号通知 1 及び 2 に掲げる考え方については、小規模社会福祉施設等に適用することができるものであること。

総務省消防庁予防課設備係 担当：守谷、鈴木、河口 TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

※「グループホーム」や「貸しルーム」は、建築基準法上「寄宿舎」に該当。

- ・ 昨年2月の長崎市における認知症高齢者グループホーム火災(死者5名)を契機とし、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」が消防庁に設置され、国土交通省も参加。
- ・ そこでの議論を踏まえ、消防庁において消防法令を見直し、認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設について原則全てにスプリンクラーの設置を義務付け(平成25年12月27日公布、平成27年4月1日施行)。その議論の中で「スプリンクラー設備を設けた場合には、建築基準法の防火規制を合理化すべきではないか」と指摘されたところ。
- ・ これを受け、スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合について、防火対策の規制の合理化を実施。

※グループホームや貸しルームについては、住宅からの転用を容易にするため、従来より防火規制の緩和があったところ。

建築物の利用者の避難上の安全性が十分に確保される場合（スプリングラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合）に、寄宿舍等における間仕切壁の防火対策の規制を適用除外とする。

規定	現行	規制の内容 対象用途：寄宿舎、診療所など
防火上主要な間仕切壁 (令第112条第2項、 令第114条第2項)	居室と廊下の間や一定規模毎の居室間の壁等を防火性能の高いもの(準耐火構造)とし、小屋裏又は天井裏に達せしめること	見直し後 以下のいずれかの場合、間仕切壁の防火対策を適用除外とする。 A：床面積200㎡以下の階又は床面積200㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分に、スプリンクラー設備を設けた場合 B：小規模※1で、各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備若しくは自動火災報知設備又は連動型住宅用防災警報器が設けられ、①又は②のいずれかに適合する場合 ①各居室から直接屋外、避難上有効なバルコニー又は100㎡以内毎の他の区画(屋外及び避難上有効なバルコニーは、幅員50cm以上の通路その他の空地に面するものに限る以下「屋外等」という。)に避難ができるものであること ②各居室の出口から屋外等に、歩行距離8m(各居室と通路の内装不燃化の場合は16m)以内で避難でき、かつ、各居室と避難経路とが間仕切壁及び常時閉鎖式の戸(ふすま障子等を除く。)等で区画されているものであること

※1 居室の床面積の合計が100㎡以下の階又は居室の床面積の合計100㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分

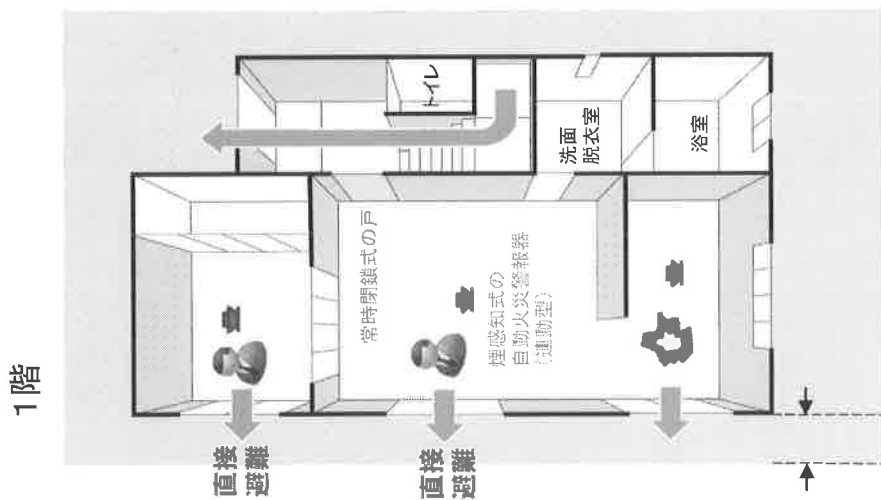
A:6月27日公布、7月1日施行 B:8月22日公布、施行

A:6月27日公布、7月1日施行 B:8月22日公布、施行

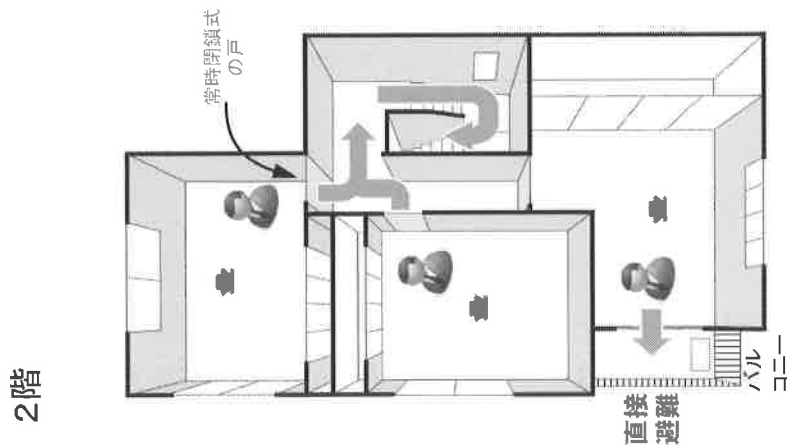
A:6月27日公布、7月1日施行 B:8月22日公布、施行

「避難が容易な構造」のイメージ

一戸建ての住宅を寄宿舍に転用する場合を想定した例

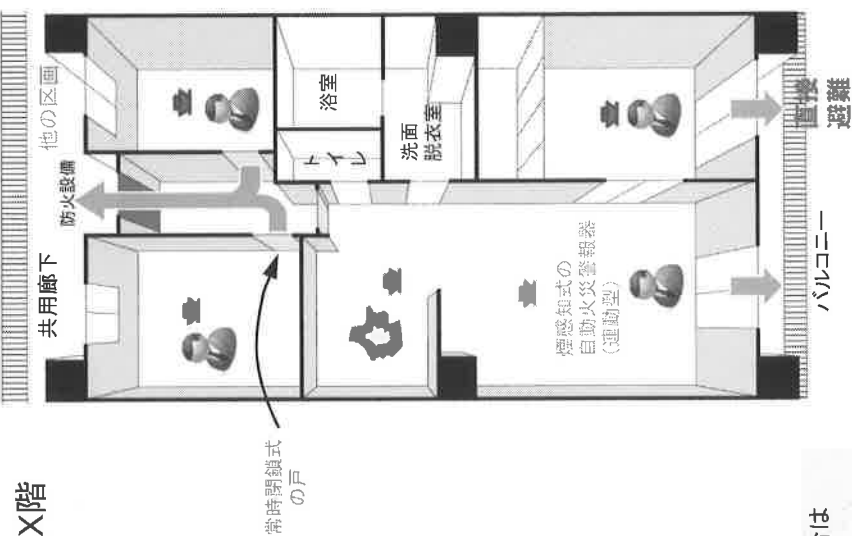


50cm以上



※すべての居室から直接屋外等に避難可能な場合は、
常時閉鎖式の戸は不要

マンションの1住戸を寄宿舍に転用する場合を想定した例



居室から直接屋外等に避難、又は居室の出口から歩行距離8m※以内に屋外等に避難
※各居室及び通路の内装を不燃化した場合は16m

